



令和5年度

新潟市消費生活センター概要





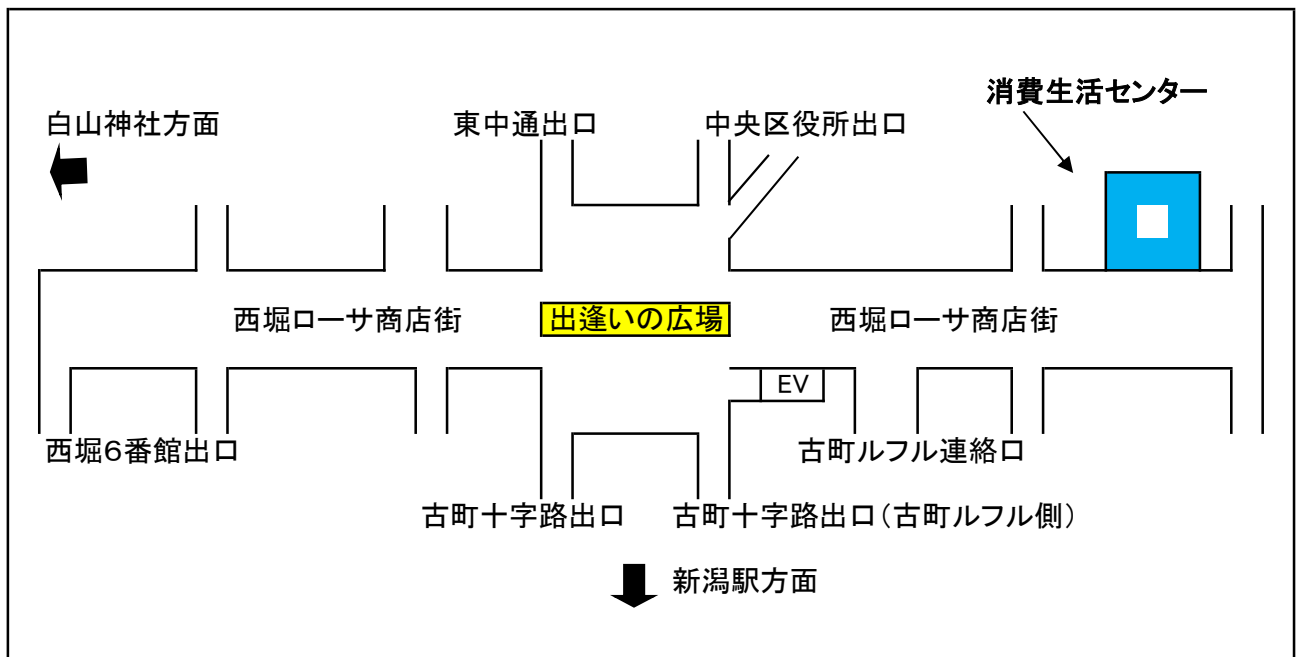
くらしの一日教室



くらしのレポーター研修会



基準天びん



目 次

I 消費生活センター概要

1 センター設置	9
2 市勢の概要	9
3 センターの沿革	9
4 施設の概要	11
5 組織及び事務分担	12
(1) 機構	12
(2) 職員	12
(3) 所掌事務	12

II 消費生活センター事業

1 消費生活関係	15
(1) 消費生活相談	15
(2) 消費者啓発及び情報提供	15
(3) 消費者団体の活動支援	16
(4) 製品安全3法・家庭用品品質表示法の立入検査	16
(5) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に関する業務	16
(6) 附属機関等の設置	17
2 計量検査関係	20
(1) 特定計量器定期検査	20
(2) 立入検査	20
(3) 啓発・指導事業	20
3 令和5年度当初予算	21
(1) 歳出	21
(2) 歳入	22

III 令和4年度消費生活関係事業報告

1 消費生活相談の受付状況	25
(1) 相談件数の推移	25
(2) 相談者（契約当事者）の属性	26

(3) 相談傾向	30
(4) 特殊販売（無店舗販売）に関する相談	38
(5) 相談処理状況	40
(6) 事業者による消費生活センター訪問	41
(7) 多重債務に関する相談	41
2 消費者啓発及び情報提供	44
(1) 消費者啓発講座	44
(2) 暮らしのレポーター事業	48
(3) 消費者月間行事	50
(4) 啓発資料等	50
(5) 消費生活センター情報コーナー	51
3 消費者団体の活動支援及び助成	52
(1) 消費者団体への事業委託	52
4 製品安全3法・家庭用品品質表示法の立入検査	52
(1) 電気用品安全法	52
(2) 消費生活用製品安全法	53
(3) ガス事業法	53
(4) 家庭用品品質表示法	53
5 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に関する業務	53
6 附属機関関係	54
(1) 新潟市消費生活審議会開催状況	54
(2) 新潟市消費者教育推進地域協議会開催状況	54

IV 令和4年度計量検査関係事業報告

1 検査事業	57
(1) 特定計量器定期検査	57
(2) 立入検査	59
(3) 適正計量管理事業所指定検査	59
2 啓発・指導事業	60
(1) 消費者啓発	60
3 適正計量管理事業所	60
(1) 経済産業大臣指定事業所	60
(2) 新潟県知事指定事業所	60

4 基準器及び検査設備	61
(1) 基準器	61
(2) 検査設備	61
5 特定商品と量目公差	62

V 参考資料

○ 新潟市消費生活条例	67
○ 新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	74

※当概要の表中「構成比(%)」の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため合計と内訳の計が一致していません。

I 消費生活センター概要

1 センター設置

昭和54年8月	市民の消費生活の安定と向上を図り、消費者の利益の擁護及び増進に関する事務を行うため、新潟市行政組織規則第13条により、新潟市消費生活センターを設置
平成21年9月	消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定に基づき新潟市消費生活センターを設置し、同条第3項の規定により公示
平成28年4月	消費者安全法第10条の2第1項の規定に基づき「新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例」を施行

2 市勢の概要

面積	726.18 km ²	（令和5年4月1日時点）
人口	770,863人	（令和5年3月末日現在 住民基本台帳人口）
世帯数	347,756世帯	（令和5年3月末日現在 住民基本台帳人口）

3 センターの沿革

昭和6年	度量衡取締専任吏員を配置
昭和27年9月	政令第406号により特定市に指定、商工課計量係に機構改革
昭和37年4月	経済労働部商工課計量検査所に機構改革
昭和39年10月	商工労働部工業振興課計量所に機構改革
昭和42年1月	商工労働部消費者行政担当主幹室設置
昭和47年1月	市民部生活課消費生活係、計量検査所に機構改革
昭和51年4月	市民企画部生活課消費生活係、計量検査係に機構改革
昭和54年7月	新潟市消費者保護条例制定 ・新潟市消費者保護委員会設置 ・新潟市消費者苦情処理委員会設置
昭和54年8月	新潟市消費生活センター設置
昭和56年4月	市民部生活課消費生活センター消費生活係、計量検査係に機構改革
昭和60年1月	計量検査室竣工
平成元年9月	市役所新庁舎竣工に伴い、第1分館1階にセンター移転
平成4年4月	市民局市民生活部自治振興課消費生活センター消費生活係、計量検査係に機構改革
平成14年4月	市民局市民生活部自治振興課消費生活センターに機構改革（係統合）
平成17年3月	新津市はじめ12市町村と合併

平成17年10月	巻町と合併
平成19年 4月	政令市移行に伴う組織改正により、市民生活部市民総務課消費生活センターに機構改革 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護条例を全面改正し、消費生活条例に改称して施行 ・特定計量器定期検査を民間委託
平成20年 3月	新潟市消費生活推進計画を策定
平成20年 7月	全国特定市計量行政協議会副会長市に選出（任期2年） （会長：横浜市、副会長市：川崎市、新潟市）
平成21年 9月	消費者安全法に基づき、消費生活センターの設置を公示
平成22年 4月	中心市街地の新潟地下街に移転し業務を開始（土・日曜日も開設）
平成22年 5月	専任の相談員を1名増員して、多重債務相談窓口を拡充
平成22年10月	専任の相談員を1名増員して、多重債務相談窓口を拡充
平成23年 4月	消費生活相談員1名退職に伴い、専任の相談員を1名増員して多重債務相談窓口を拡充
平成24年 4月	初めて警察OB1名を雇用して、相談窓口を強化
平成25年 4月	多重債務専任を含め、消費生活相談員を2名増員。組織改正により市民生活課が本課となる。
平成26年 4月	土日の多重債務相談を「隔週」から第2・4土日とするとともに、消費生活センターの休業日に振替休日及び西堀ローサ休館日を追加
平成27年 3月	新潟市消費生活推進計画（一次改定）を策定
平成28年 4月	改正消費者安全法に基づき新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を施行
平成28年 7月	新潟市消費生活推進計画（一次改定）を新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画に改定 <ul style="list-style-type: none"> ・新潟市消費者教育推進地域協議会設置
平成30年 3月	土曜日の相談受付を終了
平成30年 4月	消費生活の相談時間を変更
平成31年 2月	新潟市消費者安全確保地域協議会設置
平成31年 3月	新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画（二次改定）を策定
令和 5年 3月	新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画（三次改定）を策定

4 施設の概要（令和5年4月1日現在）

新潟市消費生活センター

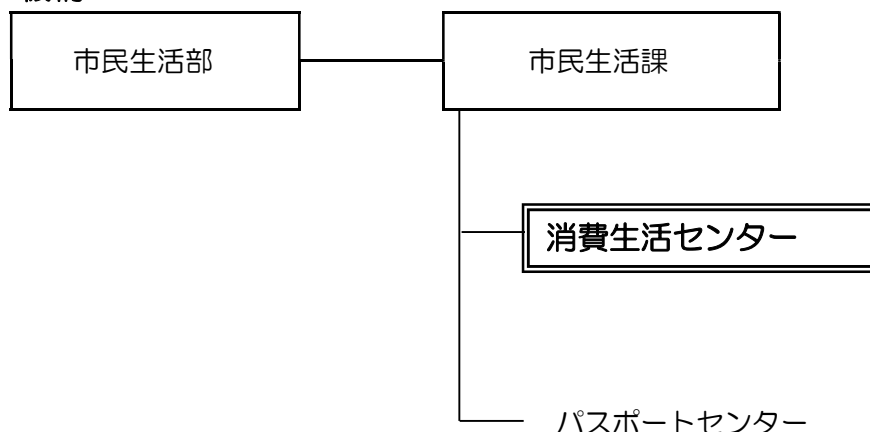
- 所在地 新潟市中央区西堀前通6番町894番地1（西堀ローサ内）
- 相談時間（来所相談は予約制）
日曜日～金曜日午前9時～午後4時30分
※多重債務相談は月曜日～金曜日、第2・第4日曜日午前9時～午後4時
- 休業日 土曜日、祝日、振替休日、年末年始、他に臨時休業する場合あり
- 施設規模
- | | |
|-----------|------|
| ・床面積 | 239㎡ |
| （ | |
| ・事務室 | 89㎡ |
| ・相談室（3部屋） | 32㎡ |
| ・研修室 | 78㎡ |
| ・情報コーナー | 40㎡ |
| ） | |

計量検査室

- 所在地 新潟市中央区川岸町3丁目17番地37
- 施設規模
- | | |
|-------------|----------------------|
| ・敷地面積 | 350.41㎡ |
| ・構造 | 鉄骨及び木造平屋建 |
| ・建築面積 | 108.35㎡ |
| ・検査室及び分銅格納庫 | 67.38㎡（2t天井走行クレーン設置） |
| ・基準器室 | 17.82㎡ |
| ・商品テスト室 | 17.02㎡ |
| ・その他 | 6.13㎡ |

5 組織及び事務分担（令和5年4月1日現在）

（1）機構



（2）職員（消費生活センター） 15名

・ 所長		1名
・ 主幹		1名
・ 消費生活担当	主査（再任用）	2名
	相談員（会計年度任用職員）	8名
	相談員（個人委託）	1名
・ 計量検査担当	主査（係長相当・再任用）	2名

（3）所掌事務

- ・ 消費生活の相談及び苦情処理に関する事項
- ・ 消費生活に関する情報提供及啓発に関する事項
- ・ 消費者学習に関する事項
- ・ 消費者団体の支援に関する事項
- ・ 多重債務の相談に関する事項
- ・ その他消費生活施策の推進に関する事項
- ・ 計量器の検査及び計量の立入検査に関する事項
- ・ その他計量施策の推進に関する事項
- ・ 消費生活センターの庶務に関する事項

Ⅱ 消費生活センター事業

1 消費生活関係

(1) 消費生活相談

商品の購入やサービスの利用に伴う苦情相談、悪質商法や多重債務でお困りの方の相談、クーリングオフや中途解約の相談、消費生活に関する疑問など、相談員が解決のためのお手伝いをします。

(2) 消費者啓発及び情報提供

ア 消費者啓発講座

- ①「くらしの一日教室」・・・市民を対象に、生活に関するテーマを選び、専門の講師による講義や実習を行う講座
- ②「子ども消費者学習」・・・小学校6年生を対象に、糖分測定など、食から考える消費生活の基礎知識を学ぶ講座
- ③「出前くらしのテスト教室」・・・市民を対象に、簡易テストを取り入れた出前講座

イ 市政さわやかトーク宅配便及び出前講座

- ①「市政さわやかトーク宅配便」・・・主に高齢者を対象とした団体・グループへの啓発講座
- ②「出前講座」・・・学校などでの消費者教育講座や、地域包括支援センターなど高齢者見守りの担い手を対象とした講座へ講師を派遣

ウ くらしのレポーター事業

- ① 目的 新潟市消費生活条例第26条に基づき、商品の価格調査などに関する情報の提供、意見及び要望を求めため、くらしのレポーターを設置
- ② 委嘱数 市内に居住する18歳以上の者 30人以内
- ③ 任期 1年間（再任可）
- ④ 価格調査の内容

	内 容
調査時期	7月～9月、12月～翌年2月に各月1回、合計6回
調査日	各月の指定調査期間の平日に実施
調査店舗	くらしのレポーターが日常利用している小売店を参考に市が指定
調査方法	調査日に調査店舗に出向き、対象品目の価格を調査し市に報告
調査品目	生活関連物資33品目 キャベツ、にんじん、ばれいしょ、たまねぎ、長ネギ、レタス、トマト、だいこん、ほうれん草、りんご、バナナ、豚肉、牛肉（国産、輸入）、鶏肉、鶏卵、牛乳、コメ（こしかり、こしかり以外）、バター、マーガリン、砂糖、小麦粉、食用油、醤油、ソース、マヨネーズ、味噌、台所用洗剤、洗濯用洗剤、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、ラップフィルム

⑤ 研修会への参加と消費生活講座の講師

- ・消費生活についての知識と理解を深めるために、各種研修会へ積極的に参加していただくこと。
- ・消費生活に関する講座の講師を務めること。

エ 情報の提供

- ① 市報、ホームページへ掲載
- ② 情報コーナーを利用した電子情報の提供、パネル展示、パンフレット・リーフレットの配架と講座での配布
- ③ 高齢者見守りネットワークの活用
- ④ DVD、関連図書の貸出し

(3) 消費者団体の活動支援

消費者団体への事業委託

(4) 製品安全3法・家庭用品品質表示法の立入検査

電気用品安全法、消費生活用製品安全法、ガス事業法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査による適正表示の監視を行います。

(5) 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に関する業務

景品表示法は、消費者がよりよい商品やサービスを自主的かつ合理的に選べる環境を守るため、商品やサービスの品質、内容、価格などを偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額を制限しています。この法律に基づき、対象となる事案について調査や立入検査を行います。

(6) 附属機関等の設置

ア 附属機関設置状況（新潟市附属機関設置条例）

（令和5年4月1日現在）

名 称	新潟市消費生活審議会		新潟市消費者苦情処理委員会	
設置条例	新潟市附属機関設置条例（昭和35年新潟市条例第39号）			
関係条例等	新潟市消費生活条例（平成18年新潟市条例第135号） 新潟市消費生活条例施行規則（昭和54年新潟市規則第35号）			
	新潟市消費生活審議会規則 （昭和54年規則第26号）		新潟市消費者苦情処理委員会規則 （昭和54年規則第36号）	
委員構成	委員数 13人	識者 5人 消費者 4人 事業者 4人	委員数 4人	識者 2人 消費者 1人 事業者 1人
任 期	2年		2年	
所掌事務	① 市長の諮問に応じ、市民の消費生活の安定と向上に関して必要な基本的事項又は、重要な事項を調査審議すること。 ② 前項の諮問に関連する事項に関し、必要に応じ市長に建議すること。		① 新潟市消費生活条例の規定に基づく消費者苦情の調停を行うこと。 ② 市長の諮問に応じ、条例の規定に基づく消費者訴訟の援助に関して調査、審議し、必要な事項を市長に建議すること。	

イ 新潟市消費生活審議会委員名簿

任期：令和3年7月25日～令和5年7月24日 (令和5年4月1日現在)

区分	氏名	所属等
識者	澤田 克己	新潟大学法学部教授
	長谷川 雪子	新潟大学経済科学部准教授
	江花 史郎	弁護士
	石原 亜矢子	新潟日報社論説編集委員
	武田 統理	新潟市立濁川中学校校長
消費者	高杉 陽子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部新潟分科会代表
	風間 真理	生活協同組合コープデリにいがた理事
	和田 澄恵	新潟市消費者協会会長
	相馬 由美	公募委員
事業者	和田 晋弥	株式会社和田商会代表取締役社長
	加島 長八	株式会社加島屋代表取締役
	河本 さとみ	株式会社エントラストエスケイ代表取締役
	阿部 浩美	新潟かがやき農業協同組合

ウ 新潟市消費者苦情処理委員会委員名簿

任期：令和3年10月1日～令和5年9月30日 (令和5年4月1日現在)

区分	氏名	所属等
識者	長谷川 雪子	新潟大学経済科学部准教授
	江花 史郎	弁護士
消費者	和田 澄恵	新潟市消費者協会会長
事業者	河本 さとみ	株式会社エントラストエスケイ代表取締役

工 懇話会設置状況

(令和5年4月1日現在)

名 称	新潟市消費者教育推進地域協議会	
関係条例等	消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第20条第1項 新潟市消費者教育推進地域協議会に関する要綱	
委員構成	委員数 13人	識者 5人 消費者 4人 事業者 4人
任 期	2年	
所掌事務	① 市の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。 ② 市が市消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、市消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。	

オ 新潟市消費者教育推進地域協議会委員名簿

任期：令和3年7月25日～令和5年7月24日

(令和5年4月1日現在)

区分	氏 名	所 属 等
識 者	澤 田 克 己	新潟大学法学部教授
	長谷川 雪子	新潟大学経済科学部准教授
	江 花 史 郎	弁護士
	石原 亜矢子	新潟日報社論説編集委員
	武 田 統 理	新潟市立濁川中学校校長
消費者	高 杉 陽 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東日本支部新潟分科会代表
	風 間 真 理	生活協同組合コープデリにいがた理事
	和 田 澄 恵	新潟市消費者協会会長
	相 馬 由 美	公募委員
事業者	和 田 晋 弥	株式会社和田商会代表取締役社長
	加 島 長 八	株式会社加島屋代表取締役
	河 本 さとみ	株式会社エントラストエスケイ代表取締役
	阿 部 浩 美	新潟かがやき農業協同組合

2 計量検査関係

- (1) 特定計量器定期検査（計量法により2年に1回の受検を義務付け）
 - ア 新潟市指定定期検査機関へ特定計量器の定期検査及び検査手数料の徴収等を委託

- (2) 立入検査
 - ア 商品量目立入検査・・・商品販売のスーパー、小売店などを対象に実施
 - イ 特定計量器立入検査・・・商品販売のスーパーを対象に実施

- (3) 啓発・指導事業
 - ア 家庭用計量器、家庭用体温計、血圧計の市民対象の無料検査

3 令和5年度当初予算

(1) 歳出

ア 消費生活関係

(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 市民生活費

(単位：千円)

内 訳	予 算 額	
	令和5年度当初	令和4年度当初
報償費	313	469
消費生活審議会委員 消費者苦情処理委員会委員	312 1	468 1
消費者啓発情報提供事業	4,308	4,242
くらしのレポーター 消費者啓発情報提供事業 ・講座・テスト教室の開催/事業委託 ・子ども消費者学習/啓発資料の配布 消費者行政推進事業	129 1,553 2,626	178 1,570 2,494
消費生活相談事業	4,410	4,591
苦情処理・消費生活相談事業 消費生活センター関係事務費	3,222 1,188	3,304 1,287
消費生活センター維持管理費	12,927	12,710
計	21,958	22,012

イ 計量検査関係

(款) 商工費 (項) 工業費 (目) 計量検査費

(単位：千円)

内 訳	予 算 額	
	令和5年度当初	令和4年度当初
計量検査諸経費	15,335	15,617
全国特定市計量行政協議会負担金	18	18
計	15,353	15,635

(2) 歳入

ア 消費生活関係

(款) 県支出金 (項) 県補助金 (目) 総務費県補助金

(単位：千円)

内 訳	予 算 額	
	令和5年度当初	令和4年度当初
消費者行政推進事業等補助金	2,984	2,874

イ 計量検査関係

(款) 使用料及び手数料 (項) 手数料 (目) 商工手数料

(単位：千円)

内 訳	予 算 額	
	令和5年度当初	令和4年度当初
計量器検査手数料	3,667	3,782

Ⅲ 令和4年度消費生活関係事業報告

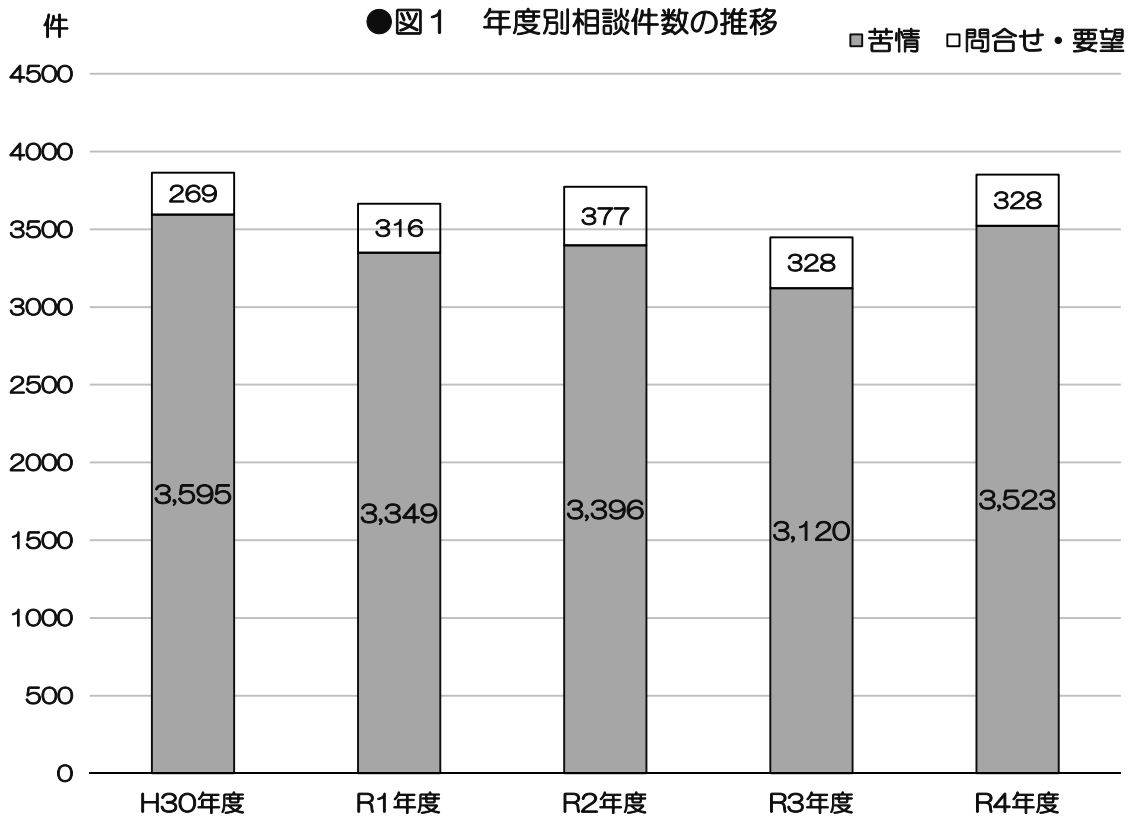
1 消費生活相談の受付状況

(1) 相談件数の推移

相談件数は3,851件で、内訳は「苦情」が3,523件（構成比91.5%）、「問合せ・要望」が328件（同8.5%）でした。前年度と比べて相談件数は403件（前年度比111.7%）増えました。

■表1 年度別相談件数の推移

	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
相談件数 (件)	3,864	3,665	3,773	3,448	3,851
苦情 (件)	3,595	3,349	3,396	3,120	3,523
問合せ・要望 (件)	269	316	377	328	328



(2) 相談者（契約当事者）の属性

ア 男女別相談件数

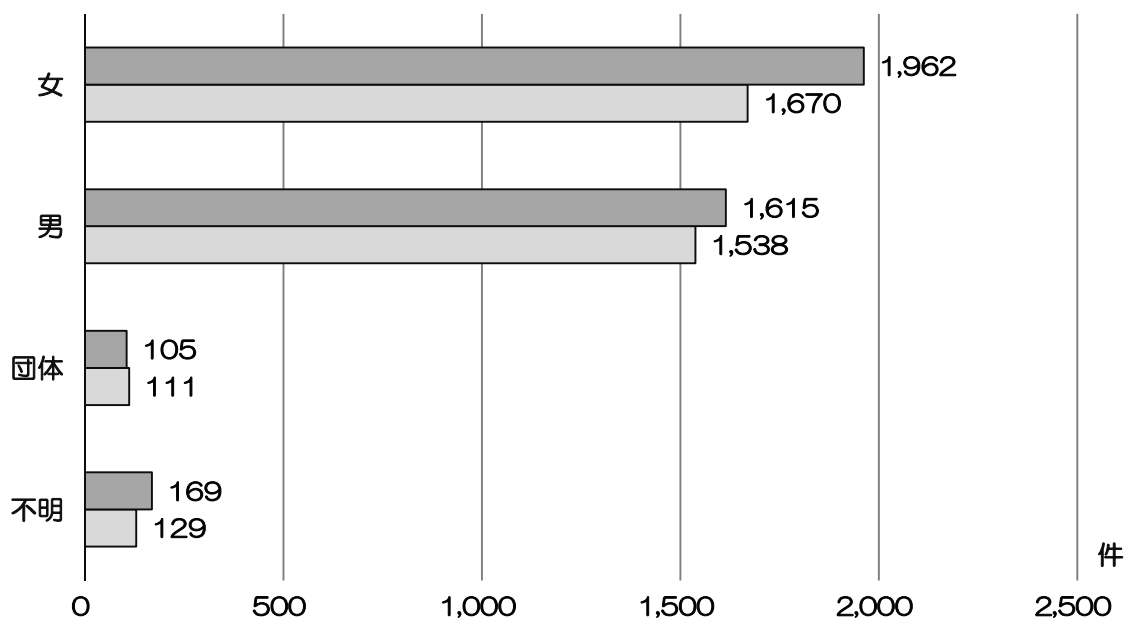
相談者（契約当事者）の男女別の相談件数は、男性1,615件（構成比41.9%）、女性1,962件（同50.9%）、団体105件（同2.7%）でした。

女性からの相談が292件（前年度比117.5%）増え、大きい伸びを示しました。

■表2 契約当事者の男女別相談件数

	R4年度		R3年度		増減 (件)	前年度比 (%)
	相談件数(件)	構成比(%)	相談件数(件)	構成比(%)		
女	1,962	50.9	1,670	48.4	292	117.5
男	1,615	41.9	1,538	44.6	77	105.0
団体	105	2.7	111	3.2	-6	94.6
不明	169	4.5	129	3.8	40	131.0
合計	3,851	100.0	3,448	100.0	403	111.7

●図2 契約当事者の男女別相談件数 □R4年度 □R3年度



イ 年齢別相談件数

相談者（契約当事者）の年齢別の相談件数は、多い方から「70歳以上」829件（構成比21.5%）、「50歳代」650件（同16.9%）、「60歳代」644件（同16.7%）の順でした。

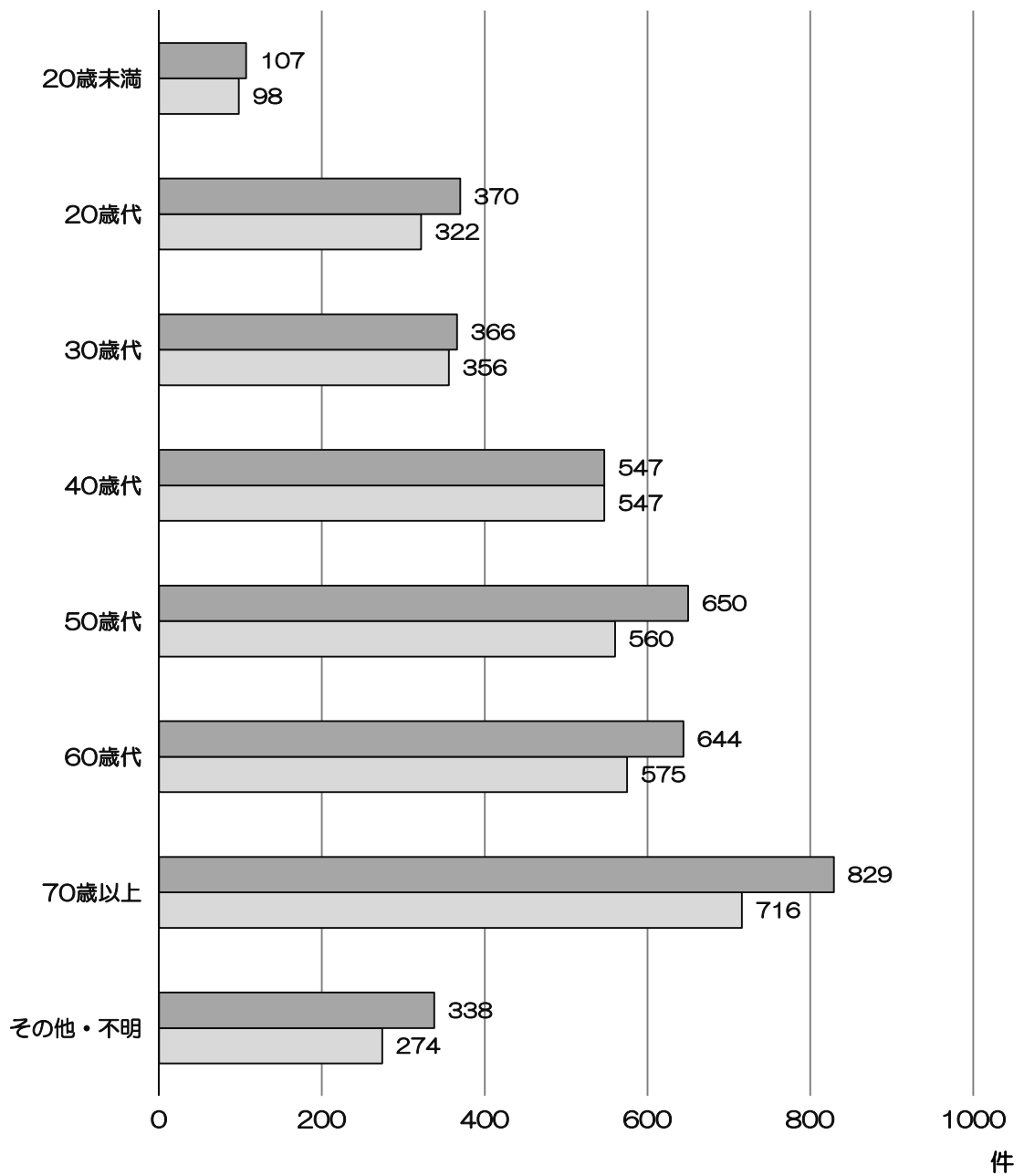
前年度と比べて相談件数は403件の増（前年度比111.7%）で、ほぼすべての年代において相談件数が増えました。特に「50歳代」90件（前年度比116.1%）、「70歳以上」113件（同115.8%）の増が目立ちました。

■表3 契約当事者の年齢別相談件数

	R4年度		R3年度		増減 (件)	前年度比 (%)
	相談件数(件)	構成比(%)	相談件数(件)	構成比(%)		
20歳未満	107	2.8	98	2.8	9	109.2
20歳代	370	9.6	322	9.3	48	114.9
30歳代	366	9.5	356	10.3	10	102.8
40歳代	547	14.2	547	15.9	0	100.0
50歳代	650	16.9	560	16.2	90	116.1
60歳代	644	16.7	575	16.7	69	112.0
70歳以上	829	21.5	716	20.8	113	115.8
その他・不明	338	8.8	274	8.0	64	123.4
合計	3,851	100.0	3,448	100.0	403	111.7

●図3 契約当事者の年齢別相談件数

□R4年度 □R3年度



ウ 契約当事者の職業別相談件数

相談者（契約当事者）の職業別の相談件数は、「給与生活者」1,480件（構成比38.4%）、「無職」1,110件（同28.8%）の順でした。

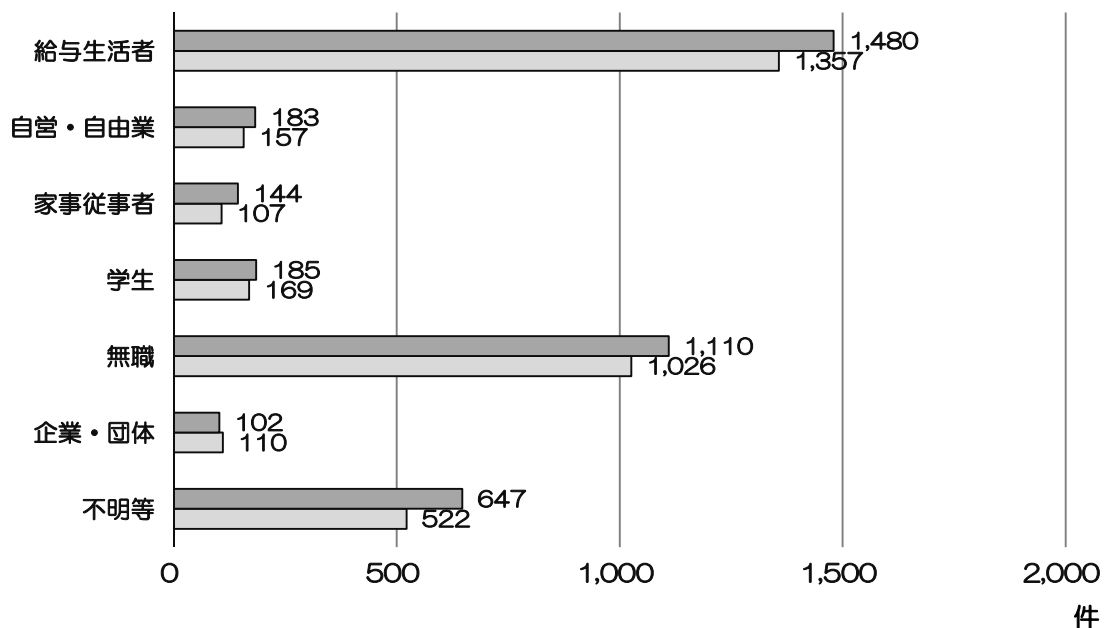
前年度と比べ、「給与生活者」は123件（前年度比109.1%）、「無職」は84件（同108.2%）と共に増となりました。

■表4 契約当事者の職業別相談件数

	R4年度		R3年度		増減 (件)	前年度比 (%)
	相談件数(件)	構成比(%)	相談件数(件)	構成比(%)		
給与生活者	1,480	38.4	1,357	39.4	123	109.1
自営・自由業	183	4.8	157	4.5	26	116.6
家事従事者	144	3.7	107	3.1	37	134.6
学 生	185	4.8	169	4.9	16	109.5
無 職	1,110	28.8	1,026	29.8	84	108.2
企業・団体	102	2.6	110	3.2	-8	92.7
不 明 等	647	16.9	522	15.1	125	123.9
合 計	3,851	100.0	3,448	100.0	403	111.7

●図4 契約当事者の職業別相談件数

■R4年度 □R3年度



(3) 相談傾向

ア 相談内容別件数（複数カウント）

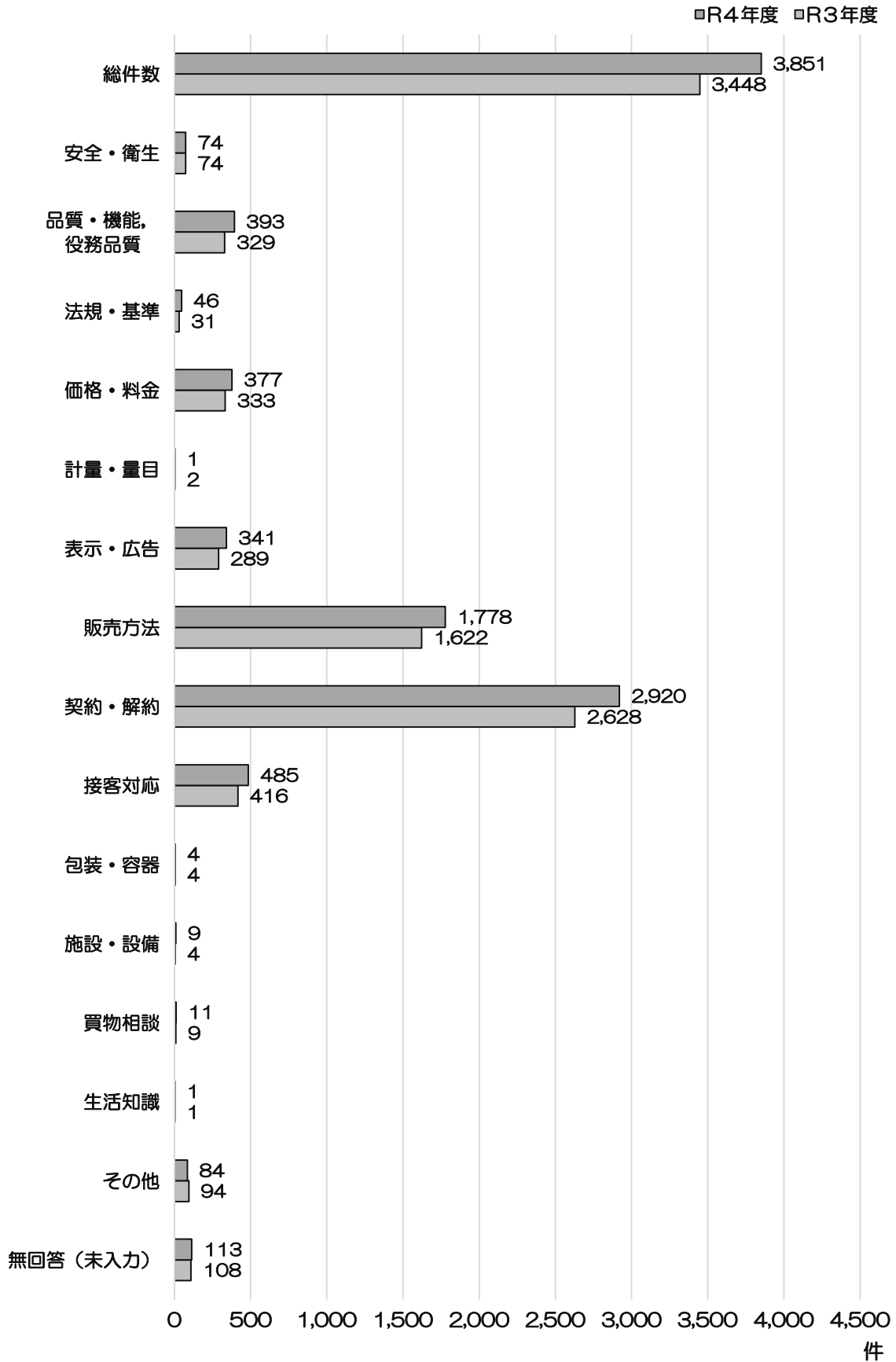
相談内容別の相談件数は、「契約・解約」2,920件（総件数比75.8%）、「販売方法」1,778件（同46.2%）の順でした。

相談総件数が前年度より403件伸びていますが、販売方法、契約・解約などの相談内容が多くを占めています。

■表5 相談内容別件数（複数カウント）【項目の説明は32頁参照】

	R4年度		R3年度		増減 (件)	前年度 比 (%)
	件数 (件)	対総件 数 (%)	件数 (件)	対総件 数 (%)		
総件数	3,851	100.0	3,448	100.0	403	111.7
安全・衛生	74	1.9	74	2.1	0	100.0
品質・機能, 役務品質	393	10.2	329	9.5	64	119.5
法規・基準	46	1.2	31	0.9	15	148.4
価格・料金	377	9.8	333	9.7	44	113.2
計量・量目	1	0.0	2	0.1	-1	50.0
表示・広告	341	8.9	289	8.4	52	118.0
販売方法	1,778	46.2	1,622	47.0	156	109.6
契約・解約	2,920	75.8	2,628	76.2	292	111.1
接客対応	485	12.6	416	12.1	69	116.6
包装・容器	4	0.1	4	0.1	0	100.0
施設・設備	9	0.2	4	0.1	5	225.0
買物相談	11	0.3	9	0.3	2	122.2
生活知識	1	0.0	1	0.0	0	100.0
その他	84	2.2	94	2.7	-10	89.4
無回答（未入力）	113	2.9	108	2.8	5	104.6

● 図5 相談内容別件数（複数カウント）



(参考) 相談内容の用語の説明【30-31頁関係】

用 語	説 明
安 全 ・ 衛 生	身体・生命の被害及びそのおそれのある事故、火災・発火などの危険、食品衛生、発ガン性や残留農薬などの一般的安全性及び衛生に関する相談
品質・機能, 役務品質	商品の品質、機能・性能、故障、不具合、使い勝手など及び役務(サービス)の内容・水準などに関する相談
法 規 ・ 基 準	法律、条例、指導通達、業界基準、自主基準、法規格、任意規格など規定された一定の基準に関する相談
価 格 ・ 料 金	商品の価格及び利用料、使用料など役務(サービス)の対価に関する相談
計 量 ・ 量 目	商品の計量方法、計量・量目及びそれらの不足に関する相談
表 示 ・ 広 告	商品・役務の内容、取引条件及び取引に関するその他の事項について事業者が行う表示、広告、マークなどの相談
販 売 方 法	購入したか否かに関係なく、販売形態、販売の手口、セールストークなどのいずれかひとつでも問題がある相談
契 約 ・ 解 約	法律行為としての契約に関する相談及び法定解除理由がないと判断される解約に関する相談
接 客 対 応	アフターサービス、訪問時の接客態度、クレーム処理、保証などに関する相談
包 装 ・ 容 器	商品に付随する包装、容器に関する相談
施 設 ・ 設 備	商品・役務(サービス)を販売している施設、設備に関する安全・衛生、品質・機能など一切の相談
買 物 相 談	商品・役務(サービス)を購入するに先立って、情報を収集する目的での相談
生 活 知 識	商品・役務(サービス)の購入に関係なく、生活の知恵、暮らしのノウハウなどを問う相談
そ の 他	上記のいずれにも含まれない内容の相談

イ 商品・役務（サービス）別相談件数（上位10位）

商品・役務（サービス）別の相談件数は、「商品一般」375件、「化粧品」283件、「役務（サービス）その他」245件、「融資サービス」165件、「自動車」133件の順でした。

上位5番目までを占める相談内容は、前年度と同じですが、その合計は156件（前年度比114.9%）増加しました。また、「健康食品」は113件（前年度比100.0%）と引き続き上位10位に位置しています。なお、「集合住宅」や「戸建住宅」の相談には、「レンタル・リース・貸借」（125件）、「工事・建築・加工」（77件）を含みます。

■表6 商品・役務(サービス)別相談件数（上位10位）

R4年度				R3年度		
順	商品・役務(サービス)	件数		順	商品・役務(サービス)	件数
1	商品一般	375	←	1	商品一般	360
2	化粧品	283	↘	2	役務(サービス)その他	213
3	役務(サービス)その他	245	↗	3	化粧品	183
4	融資サービス	165	←	4	融資サービス	164
5	自動車	133	←	5	自動車	125
6	集合住宅	127	↘	6	教養・娯楽サービス	116
7	理美容	118	↘	7	健康食品	113
8	健康食品	113	↗	8	レンタル・リース・貸借	107
9	戸建住宅	104	↘	9	インターネット通信サービス	89
10	紳士・婦人洋服	94	↘	10	工事・建築・加工	80

(参考) 商品・役務(サービス)の項目の説明

商品・役務(サービス)	主な相談内容
商品一般	架空請求メール、頼んだ覚えのない宅配荷物、宅配業者を装った不審なSMSなど。
化粧品	ネット通販で定期購入したが、解約するため電話をするが繋がらないなど
役務(サービス)その他	火災保険の申請代理サービス、コンピュータウイルス除去サービス、占いサイトなど
融資サービス	借金による多重債務、金利・利息など
自動車	中古車の解約、不要なローン契約など
集合住宅	分譲マンション、賃貸マンション・アパートの修理費、敷金等の返金など
理美容	美顔・痩身・脱毛のエステティックサービスの解約返金手続きなど

商品・役務(サービス)	主 な 相 談 内 容
健康食品	お試しや1回だけ購入のつもりが定期購入契約、サプリメントなどの健康食品やダイエット食品など
戸建住宅	工事・建築・加工、レンタル・リース・貸借、屋根工事、塗装工事 電気工事、衛生設備工事など
紳士・婦人洋服	被服品、クリーニング、レンタル・リース・貸借、修理・補修など

ウ 契約当事者年代別商品・役務(サービス) 別相談件数(上位5位)

相談の多かった商品・役務(サービス別)のうち、一番多かった「商品一般」は「30歳代」と「60歳代」以上で1位となっています。

「20歳代」では上位5位以内に「商品一般」は入っていませんが、美顔・痩身・脱毛などの「理美容」や「内職・副業」のトラブルに関する相談の多いことが目立ちます。

また、「化粧品」は、「20歳未満」のほか「40歳代」以上の上位にあり、幅広い年代に見られる相談内容となっています。

■表7 契約当事者年代別商品・役務(サービス)別相談件数(上位5位)

R4年度				R3年度		
	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
20歳未満	1	教養・娯楽サービス	27	1	教養・娯楽サービス	23
	2	化粧品	14	2	化粧品	17
	3	理美容	13	3	商品一般	8
	4	情報配信サービス	9		情報配信サービス	8
	5	商品一般	6	5	健康食品	5

	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
20歳代	1	理美容	78	1	内職・副業	23
	2	集合住宅	25	2	電気	20
	3	内職・副業	24	3	レンタル・リース・貸借	19
	4	融資サービス	21		商品一般	19
	5	役務(サービス)その他	20	5	自動車	18

R4年度				R3年度		
	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
30 歳代	1	商品一般	24	1	商品一般	28
		集合住宅	24	2	自動車	24
	3	自動車	23		融資サービス	24
	4	役務(サービス)その他	20	4	レンタル・リース・賃借	21
	5	融資サービス	17	5	役務(サービス)その他	14

	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
40 歳代	1	化粧品	48	1	商品一般	43
	2	商品一般	46	2	紳士・婦人洋服	28
	3	紳士・婦人洋服	30	3	化粧品	26
	4	融資サービス	28		自動車	26
		役務(サービス)その他	28	5	レンタル・リース・賃借	20

	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
50 歳代	1	化粧品	74	1	商品一般	55
	2	商品一般	43	2	化粧品	47
	3	融資サービス	40	3	融資サービス	32
	4	役務(サービス)その他	30	4	役務(サービス)その他	28
	5	自動車	28	5	健康食品	22

	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
60 歳代	1	商品一般	80	1	商品一般	62
	2	化粧品	59	2	役務(サービス)その他	44
	3	役務(サービス)その他	43	3	化粧品	33
	4	戸建住宅	28		融資サービス	33
	5	自動車	24	5	工事・建築・加工	23

R4年度				R3年度		
	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
70 歳 代 以 上	1	商品一般	85	1	商品一般	83
	2	化粧品	64	2	役務(サービス)その他	60
		役務(サービス)その他	64	3	化粧品	31
	4	健康食品	34	4	健康食品	28
	5	融資サービス	28	5	工事・建築・加工	23

	順	商品・役務(サービス)	件数	順	商品・役務(サービス)	件数
そ の 他 ・ 不 明	1	商品一般	80	1	商品一般	62
	2	役務(サービス)その他	38	2	役務(サービス)その他	37
	3	電気	11	3	その他相談	16
	4	その他相談	10	4	電気	9
	5	化粧品	9	5	自動車	8

エ 各月の相談の傾向

	各月の相談の傾向
4月	説明された覚えがないのに保証サービスなどのオプションがつけられていたというトラブルが、アナログ回線戻し等の相談に付随して起きている。毎月定額の請求があり、業者側は説明したと主張し、解約には応じず違約金を請求されたケースもある。
5月	頼んでいない荷物が届いたがどうしたらよいか?という相談が数多く寄せられた。送り主の名前の記載がない場合でも、母の日や父の日等のイベント、誕生日に近い時期などは贈り物である可能性もあるので、落ち着いて、家族等周囲に確認することも必要。
6月	販売サイト等で「1回目90%OFF」、「初回実質0円(送料のみ)」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品、化粧品、飲料の通信販売に関する相談が多く寄せられた。
7月	脱毛エステなどの契約を中途解約をしたくても「本社に電話が繋がらず解約できない」「中途解約しお金が戻ってくるが、約束の期日になっても一向に返金されない」という相談が多く寄せられた。
8月	65歳以上からの「保健衛生品」に関する相談のほとんどは定期購入のトラブルによるもの。シャンプー、化粧品など初回を安価で購入できるが、2回目からは数か月分まとめて届け、「いつでも解約できる」と注釈があっても、その方法や条件が限定的でなかなか解約できないというケースが多い。
9月	国税局や税務署等の名を騙った不審なメールが届いたり、宅配業者から覚えのない不在通知メールが届いたという相談が多く寄せられた。不審なメールに記載された問い合わせ先には、決して、返信したり電話したりしないことが肝要。
10月	お墓を購入した場合、墓石の他にも、墓地を永代使用する権利を購入するための永代使用料や、墓地・霊園の共有施設を維持管理するために使われる管理費用がある。管理費を一定期間滞納すると、墓地・霊園の管理者によって撤去・処分が可能になる場合もあるので、利用規約をよく理解するとともに、親族間の話し合いも重要。
11月	不要になった車を中古車販売店に売る契約をしたが、事情が変わり止めたいと申し出たが出来ないと言われたり、なかには高額なキャンセル料を請求され、引き渡しはまだ先なのに解約できずトラブルになっているという相談が寄せられた。
12月	実在する企業のサイトを模倣した「偽サイト」やSNSの広告から、「定価〇%OFF」・「特別セール中」などを信じ、格段に安い価格で有名商品を購入し代金を払い込んだものの商品が届かない、いわゆる「詐欺サイト」の相談が多く寄せられた。
1月	「『火災保険で住宅の修繕箇所を自己負担なしで修繕できる』という内容の立派なパンフレットが家のポストに投函されていた」「住宅関連事業者が訪問してきて『自然災害で破損した部分があるなら無料で修繕できる』と言われた」等の住宅の修繕に関する相談が多く寄せられた。
2月	女性の声で「不用品はないか。靴でも洋服でも何でも買い取る」「今、近所を回っているので、都合のいい時に伺う」と電話があり、ちょうど不要な服があったので自宅に来てもらったら、男の人がきて、玄関に用意した洋服にはほとんど目もくれず「指輪や貴金属はないか」と執拗に言われ困ったとの相談が寄せられた。
3月	無料の占いで「今あなたはついてきている。運がいいので宝くじが当たる。」と出て、占うを続けるための有料ポイントを何度も購入。まだ当たるところまでいっていないがもう少し続ければ必ず当たる、と父親が信じ切ったとの相談が寄せられた。

(4) 特殊販売（無店舗販売）に関する相談

ア 販売購入形態別相談件数

特殊販売（無店舗販売）に関する相談件数は、「通信販売」1,457件（構成比37.8%）が第1位で、「店舗購入」918件（同23.8%）を上回りました。以下「電話勧誘販売」257件（同6.7%）、「訪問販売」209件（同5.4%）、の順でした。

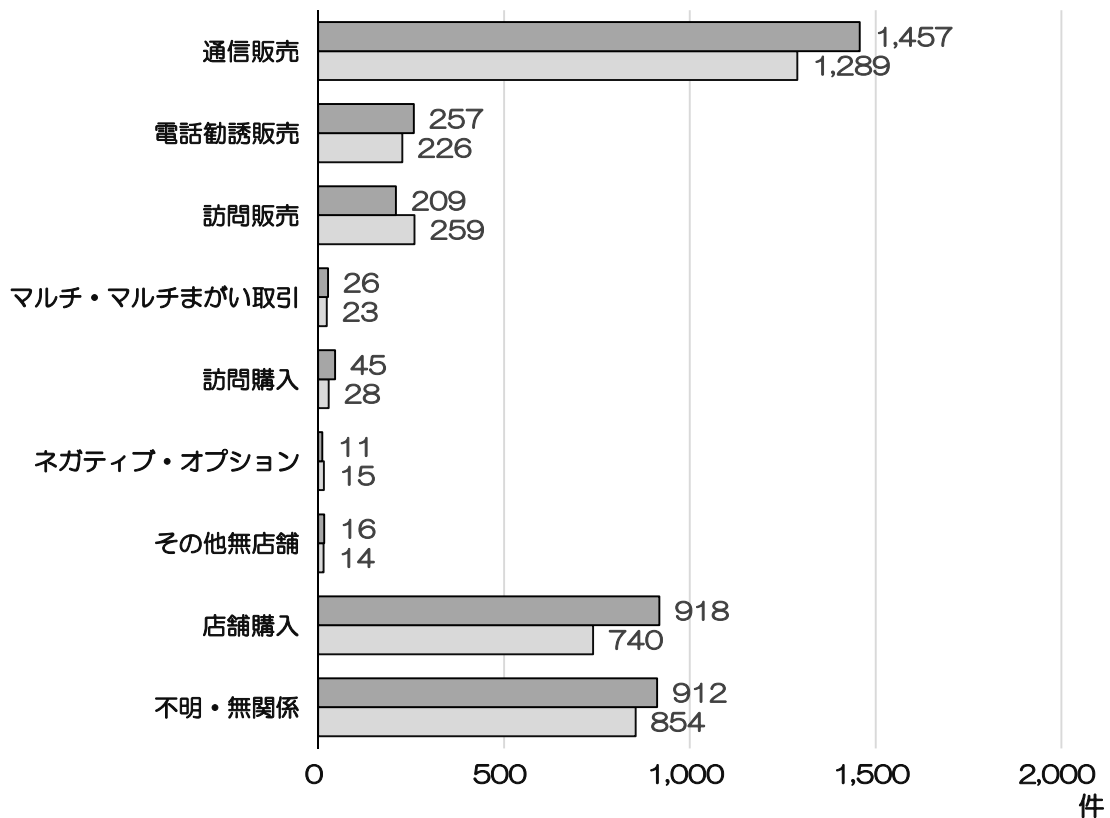
前年度と比べ、「通信販売」に関する相談が168件（前年度比113.0%）、「電話勧誘販売」31件（同113.7%）、「訪問販売」17件（同160.7%）の増となりました。

■表8 販売購入形態別相談件数【項目の解説は39ページ参照】

項 目	R4年度		R3年度		増 減 (件)	前年度比 (%)	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)			
特殊販売 (無店舗販売)	通信販売	1,457	37.8	1,289	37.4	168	113.0
	電話勧誘販売	257	6.7	226	6.6	31	113.7
	訪問販売	209	5.4	259	7.5	-50	80.7
	マルチ・マルチまがい取引	26	0.7	23	0.7	3	113.0
	訪問購入	45	1.2	28	0.8	17	160.7
	ネガティブ・オプション	11	0.3	15	0.4	-4	73.3
	その他無店舗	16	0.4	14	0.4	2	114.3
店舗購入	918	23.8	740	21.5	178	124.1	
不明・無関係	912	23.7	854	24.8	58	106.8	
総件数	3,851	100.0	3,448	100.0	403	111.7	

●図6 販売購入形態別相談件数

■R4年度 □R3年度



(参考) 特殊販売（無店舗販売）の項目の説明

項目	説明
通信販売	SMS（電話番号を宛先に指定し、短いテキストメッセージを送受信できるサービス）を使った身に覚えのないデジタルコンテンツの架空請求などに関する相談や、スマートフォンやパソコンでアダルト情報・出会い系サイトにアクセスしてしまい多額の料金を不当請求されたという相談、健康食品の定期購入・解約に関する相談など。
電話勧誘販売	電話勧誘で契約した光回線やプロバイダー、健康食品の解約や信用性に関する相談、過去の通信教育教材の解約に関する不当請求や二次被害に関する相談など。
訪問販売	新聞購読の強引な勧誘や契約に関する相談、結婚相手紹介サービスの解約や業者の信用性、光回線契約、ソーラーシステム、外壁工事など住宅リフォーム契約・解約に関する相談など。
マルチ・マルチまがい取引	加入者を増やせば利益が得られると商品の販売組織に誘って商品を購入させようとする商法。思うようには実際は売れずに借金を抱える場合が多い。空気清浄器のレンタルオーナーや高額な化粧品、健康食品などのマルチ取引の契約・解約や、仮想通貨への投資などに関する相談など。
訪問購入	購入業者が消費者の自宅などの営業所等以外の場所において、売買契約を締結し物品などを購入しようとする取引形態。業者が古着などの不用品を買い取ると自宅に訪し、貴金属などの買取りを要求したので契約したが、解約したいとの相談など。
ネガティブ・オプション	注文をしていないにもかかわらず、商品を一方的に送りつけ、購入しなければならないものと勘違いをさせて代金を支払わせることを狙った商法。勝手に送りつけてきた健康食品、書籍、雑誌などへの対処法に関する相談など。
その他無店舗	ホテルや集会場などで2日以上にわたって開かれる展示会など、店舗とはいえない会場での着物や帯など小物類の購入契約の解約に関する相談など。

(5) 相談処理状況

ア 処理別相談件数

処理別の相談件数は、「助言（自主交渉）」2,827件（構成比73.4%）、「その他の情報提供」598件（同15.5%）の順でした。

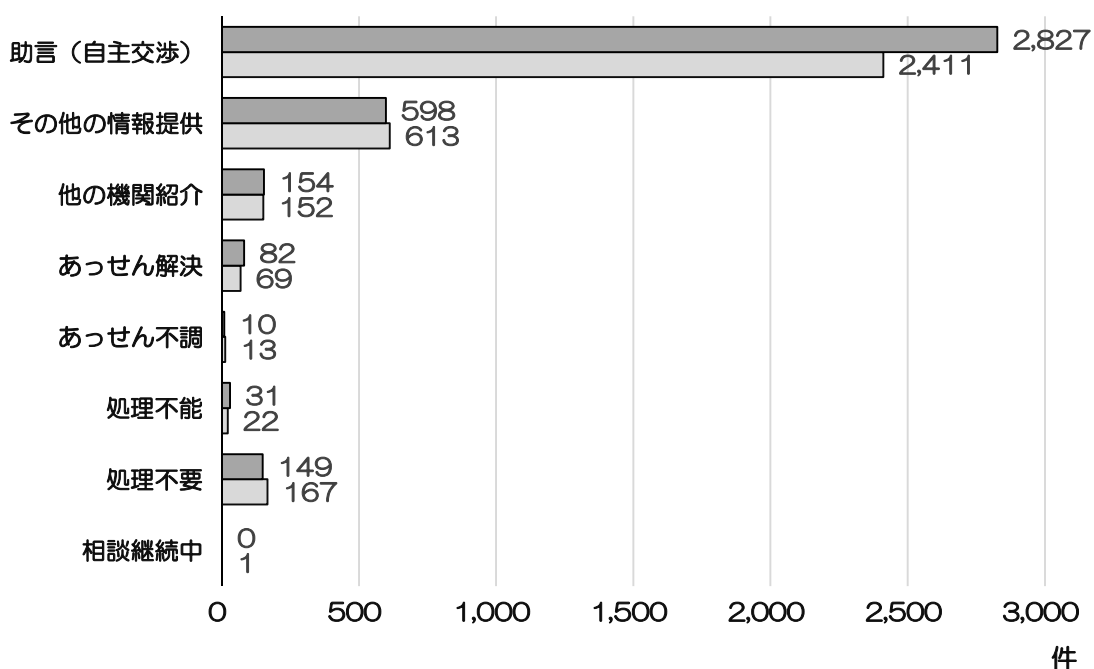
前年度と比べ、「助言（自主交渉）」は416件（前年度比117.3%）と大きく伸び、「あっせん解決」につながった相談も13件（同118.8%）の増となりました。

■表9 相談処理状況

	R4年度		R3年度		増減 (件)	前年度比 (%)
	相談件数 (件)	構成比(%)	相談件数 (件)	構成比(%)		
助言（自主交渉）	2,827	73.4	2,411	69.9	416	117.3
その他の情報提供	598	15.5	613	17.8	-15	97.6
他の機関紹介	154	4.0	152	4.4	2	101.3
あっせん解決	82	2.1	69	2.0	13	118.8
あっせん不調	10	0.3	13	0.4	-3	76.9
処理不能	31	0.8	22	0.6	9	140.9
処理不要	149	3.9	167	4.9	-18	89.2
相談継続中	0	0.0	1	0.0	-1	-
合計	3,851	100.0	3,448	100.0	403	111.7

●図7 処理別相談件数

■R4年度 □R3年度



(6) 事業者による消費生活センター訪問

事業者による消費生活センター訪問の機会を通じて、消費者被害防止について意見交換を行っています。令和4年度の訪問は延べ38回でした。

■表10 事業者による消費生活センター訪問回数

	R4年度	R3年度	増 減
訪問回数（延べ）	38	18	20

*令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響による減

(7) 多重債務に関する相談

令和4年度の多重債務相談件数は164件で、前年度と比べて14件の減（前年度比92.1%）でした。「任意整理」が9件減（前年度比47.3%）したものの、「自己破産」が3件増（同115.8%）しました。また、多重債務に関する相談割合が、全体相談件数3,851件の4.3%と直近5年間で一番少なくなりました。

■表11 多重債務相談人数

（単位：人）

	R4年度	R3年度	増減
面 談	89	98	-9
電 話	75	80	-5
合 計	164	178	-14

■表12 当事者の債務整理

（単位：人）

	R4年度	R3年度	増減
任 意 整 理	9	19	-10
自 己 破 産	22	19	3
民 事 再 生	1	4	-3
特 定 調 停	0	0	0
相 談 の み	132	136	-4
合 計	164	178	-14

■表13 平均相談回数

（単位：回）

	R4年度	R3年度	増減
平均相談回数	3.1	3.5	-0.4

■表14 相談件数

内容	H30	R1	R2	R3	R4
多重債務相談件数	213	173	169	178	164
対前年度比（%）	84.2	81.2	97.7	105.3	92.1
全相談件数比（%）	5.5	4.7	4.5	5.2	4.3

(参考) 令和4年度 多重債務新規相談内容集計表

I 当事者の人的属性項目

性別	人数	構成比
男	112	68%
女	52	32%
不明	0	0%
合計	164	100%
年齢	人数	構成比
10歳代	0	0%
20歳代	18	11%
30歳代	20	12%
40歳代	32	20%
50歳代	41	25%
60歳代	23	14%
70歳以上	28	17%
不明	2	1%
合計	164	100%
職業	人数	構成比
給与所得者(正社員)	48	29%
パート等非正規雇用者	28	17%
個人事業主(農林漁業者含)	12	7%
会社役員	2	1%
年金受給者	29	18%
無職	41	25%
主婦・主夫	1	1%
学生	0	0%
不明	3	2%
合計	164	100%
年収	人数	構成比
0円	37	23%
1～100万円	26	16%
101～150万円	14	9%
151～200万円	17	10%
201～300万円	17	10%
301～400万円	6	4%
401～500万円	1	1%
501～700万円	2	1%
701万円～	1	1%
不明	43	26%
合計	164	100%
居住区	人数	構成比
中央区	53	32%
東区	32	20%
西区	33	20%
南区	7	4%
北区	6	4%
江南区	15	9%
秋葉区	9	5%
西蒲区	5	3%
その他、不明	4	2%
合計	164	100%

II 相談者内容項目

借入総件数	人数	構成比
1～4件	101	62%
5～9件	42	26%
10件～	7	4%
不明	14	9%
合計	164	100%
住宅ローンを除く借入金額	人数	構成比
～50万円	26	16%
51～100万円	21	13%
101～200万円	21	13%
201～300万円	18	11%
301～400万円	17	10%
401～500万円	10	6%
501万円～	24	15%
不明	27	16%
合計	164	100%
住宅ローンの借入額 (融資残高) ～1000万円	人数	構成比
1001～1500万円	3	33%
1501～2000万円	2	22%
2001万円～	1	11%
不明	1	11%
合計	9	100%
借入目的(複数回答)	人数	構成比
生活費	62	23%
物品購入	51	19%
出会系ほか悪質商法関連	7	3%
教育費	13	5%
冠婚葬祭	3	1%
医療費	7	3%
返済金のため	21	8%
遊興・レジャー	17	6%
ギャンブル	15	6%
事業資金	16	6%
住宅ローン	10	4%
その他	20	7%
不明	28	10%
合計	270	100%
公租公課の滞納	人数	構成比
有	17	10%
無	76	46%
不明	71	43%
合計	164	100%
公租公課の滞納額	人数	構成比
～20万円	6	35%
21～50万円	2	12%
51～100万円	0	0%
101万円～	0	0%
不明	9	53%
合計	17	100%

※「構成比」の数値は小数点以下第1位を四捨五入しているため合計と内訳の計が一致しません。

Ⅲ相談結果

債務整理	人数	構成比
任意整理	9	5%
自己破産	22	13%
民事再生	1	1%
特定調停	0	0%
相談のみ	132	80%
合計	164	100%

債務整理連携先(複数回答)	人数	構成比
弁護士	30	63%
司法書士	8	17%
クレジットカウンセリング協会	1	2%
貸金業協会	0	0%
法テラス	0	0%
警察	2	4%
裁判所	4	8%
他の消費生活センター	2	4%
商工会議所	0	0%
その他	1	2%
合計	48	100%

生活再建連携先(複数回答)	人数	構成比
法務局	0	0%
税務署(国税関係)	0	0%
振興局(県税)	0	0%
税務課(市税)	0	0%
債権管理課	0	0%
区民生活課(国保・国年)	0	0%
保護課・健康福祉課	34	83%
市民相談室	0	0%
こころの健康センター	0	0%
学務課等(奨学金等)	0	0%
社会福祉協議会	0	0%
ハローワーク	0	0%
パーソナルサポート	0	0%
市営住宅サービスセンター	0	0%
県住宅供給公社	0	0%
年金事務所	0	0%
県地方税徴収機構	0	0%
その他	7	17%
合計	41	100%

相談区分	人数	構成比
面談	89	54%
電話	75	46%
合計	164	100%

相談者との同行	人数
	27

出張相談(相談者宅等への訪問)	人数
	1

Ⅳその他項目

貸金業法の影響等	人数	構成比
ヤミ金利用	5	83%
総量規制	0	0%
専業主婦(夫)	0	0%
法律家とのトラブル	1	17%
合計	6	100%

当センターを知ったきっかけ	人数	構成比
TV、ラジオCM	1	1%
新聞、雑誌	3	2%
市報等の広報誌	7	4%
看板・広告等	3	2%
インターネット	57	35%
電話帳・こたえてコール	8	5%
庁内の紹介	41	25%
(詳細) <市税事務所・納税課>	0	0%
<債権管理課>	0	0%
<市民相談室>	0	0%
<区民生活課・国保・年金>	0	0%
<区役所>	5	3%
<保護課等>	35	21%
<庁内その他>	1	1%
公的機関からの紹介	15	9%
(詳細) <他消費生活センター>	7	4%
<ハローワーク・パーソナルサポート>	0	0%
<社会福祉協議会>	1	1%
<県地方税徴収機構>	0	0%
<警察>	4	2%
<他の公的機関>	3	2%
知人・家族からの紹介	11	7%
議員・民生委員・自治会長	1	1%
包括介護事業者の紹介	1	1%
その他	16	10%
合計	164	100%

平均相談回数	3.1 回
--------	-------

公租公課延滞率 (公租公課延滞「有」件数÷総相談件数)	10%
--------------------------------	-----

2 消費者啓発及び情報提供

(1) 消費者啓発講座

ア くらしの一日教室 …… 市民を対象に、生活に関連するテーマを選び、専門の講師による講義や実習を行う講座

開催月日	テ ー マ	講 師	参加人数
5月22日	エシカル消費ってなに？	新潟市消費者協会	15人
6月17日	食品ロス削減に向けて	新潟市環境部	12人
7月28日	成年後見制度をご存じですか？	新潟市成年後見支援センター	9人
10月26日	食品ロス削減に向けて	新潟市環境部	1人
12月16日	成年後見制度をご存じですか？	新潟市成年後見支援センター	10人
2月17日	高齢者のための栄養成分表示活用法	新潟市消費者協会	15人
3月16日	セカンドライフの生活設計	新潟県金融広報委員会	17人

参加者 7回 計79人

イ 子ども消費者学習 …… 小学6年生を対象に、糖分測定など、食から考える消費生活の基礎知識を学ぶ講座

開催月日	区	会 場	実 験 の 内 容	参加人数
6月 2日	中央	沼垂小学校	食品に含まれる糖分の測定	69人
6月 6日	秋葉	金津小学校	食品に含まれる糖分の測定	43人
7月 4日	西蒲	菅根小学校	食品に含まれる着色料の検出	39人
7月 7日	中央	有明台小学校	食品に含まれる糖分の測定	47人
7月12日	南	臼井小学校	食品に含まれる糖分の測定	24人

開催月日	区	会 場	実 験 の 内 容	参加人数
7月13日	西蒲	升湯小学校	食品に含まれる着色料の検出	21人
7月14日	東	大形小学校	食品に含まれる糖分の測定	68人
7月15日	東	大形小学校	食品に含まれる糖分の測定	68人
9月 7日	秋葉	新津第三小学校	食品に含まれる糖分の測定	67人
9月 8日	秋葉	新津第三小学校	食品に含まれる糖分の測定	68人
10月 3日	江南	岡川小学校	食品に含まれる糖分の測定	17人
10月27日	北	濁川小学校	食品に含まれる糖分の測定	53人
11月 8日	西蒲	漆山小学校	食品に含まれる着色料の検出	18人
11月 9日	西蒲	松野尾小学校	食品に含まれる糖分の測定	7人
11月10日	南	小林小学校	食品に含まれる着色料の検出	34人
11月11日	中央	新潟大学附属新潟小学校	食品に含まれる着色料の検出	16人
11月22日	中央	万代長嶺小学校	食品に含まれる着色料の検出	50人
11月30日	西	新通つばさ小学校	食品に含まれる糖分の測定	72人
12月 1日	東	中野山小学校	食品に含まれる糖分の測定	71人
12月 2日	東	江南小学校	食品に含まれる糖分の測定	54人
12月 9日	秋葉	小須戸小学校	食品に含まれる糖分の測定	42人
12月14日	南	月湯小学校	食品に含まれる糖分の測定	28人

参加者 20校 (22回) 計 992人

ウ 出前くらしのテスト教室 …… 市民を対象に、簡易テストを取り入れた出前講座

開催月日	区	団体名	テーマ	参加人数
4月22日	北	食生活改善推進委員協議会北支部	食品ロスについて	36人
11月19日	北	お茶の間 しらかば	食品ロスについて	25人
11月25日	中央	新潟青陵大学短期大学部	食品ロスについて	24人
12月 7日	中央	さくら国際高等学校	糖分の測定	48人
12月 7日	中央	さくら国際高等学校	食品ロスについて	48人
1月20日	中央	さくら国際高等学校	糖分の測定	10人
1月20日	中央	さくら国際高等学校	食品ロスについて	10人
3月 1日	江南	横塚地区公民館	食品ロスについて	17人

参加者 8回 計218人

エ 市政さわやかトーク宅配便…… 主に高齢者を対象とした団体・グループへの啓発講座

開催月日	区	団体名	テーマ	参加人数
6月14日	江南	29区いきいきサロン	だまされないで!! 悪質商法	16人
6月20日	西	和こみの部屋青山	だまされないで!! 悪質商法	34人
6月22日	西	道上ヶ丘自治会ふれあいサロン	だまされないで!! 悪質商法	18人
8月23日	中央	新潟市高齢者福祉大学	だまされないで!! 悪質商法	47人
9月13日	江南	55区いきいきサロン	だまされないで!! 悪質商法	23人
9月16日	西	内野上新町お茶の間	だまされないで!! 悪質商法	7人
9月28日	西	新日本婦人の会新潟支部寒菜班	だまされないで!! 悪質商法	13人
11月2日	秋葉	サロン白玉	だまされないで!! 悪質商法	32人

開催月日	区	団体名	テーマ	参加人数
11月9日	秋葉	七日町ここにこ会	だまされないで!! 悪質商法	7人
11月17日	秋葉	いこてば こいてば られあい会館	だまされないで!! 悪質商法	23人
12月13日	秋葉	サロンみどり	だまされないで!! 悪質商法	9人
1月13日	中央	KINGOカレッジ	だまされないで!! 悪質商法	16人
2月6日	東	いこいの広場こもれび文差点	だまされないで!! 悪質商法	28人
2月13日	江南	木津のお茶の間	だまされないで!! 悪質商法	9人
2月22日	北	茶の間の会名目所	だまされないで!! 悪質商法	16人

参加者 15回 計298人

才 出前講座・・・ 市政さわやかトーク宅配便以外のもの

開催月日	区	団体名	テーマ	参加人数
4月26日	中央	新潟青陵大学短期大学部	人間総合学科1年生「消費者力を高めよう!」	205人
5月26日	中央	若者支援センター	SNSのトラブルって何?	10人
5月31日	西	地域包括支援センター赤塚	見守り講座	10人
8月30日	南	南区5民生委員・児童委員協議会	見守り講座	65人
9月23日	中央	市立高志中等教育学校保護者	成年後見手続きに関する講座	32人
10月12日	中央	新潟市社会福祉協議会	市民後見人養成研修	20人
10月18日	秋葉	新津阿賀地区民生委員児童委員協議会	見守り講座	19人
11月 9日	北	地域包括支援センターくずつか	見守り講座	25人
11月26日	江南	市民	成年後見手続きに関する講座	8人
2月25日	東区	地域包括支援センター石山	見守り講座	15人

参加者 10回 計409人

(2) 暮らしのレポーター事業

ア 価格調査の結果

レポーターに8名を委嘱し、市内の小売店で生活関連物資33品目の価格調査を実施し、結果をセンター広報誌「くらしゆうゆう通言」及び市のホームページを通じて情報を公表しました。

イ 研修会

開催月日	内 容	講 師	参加人数
4月27日	委嘱状交付 研修会 ・消費生活相談の動向について	消費生活センター所長	7人
6月13日	研修会 ・成人になると増える消費者トラブル	消費生活センター相談員	8人
10月7日	研修会 ・災害から自分や家族を守るために	中央区総務課職員	8人
3月3日	研修会 ・新潟市の未来の公共交通について	都市交通政策課職員	7人

(延べ) 参加者30人

ウ 講座の講師

8月23日実施の「市政さわやかトーク宅配便」に1人が講師を務める。

令和4年度 生活関連物資の小売価格変動結果

品名	7月	8月	9月	平均	12月	1月	2月	平均	最高値	最低値
キャベツ 100g	14	13	8	12	11	15	18	15	18	8
にんじん 100g	40	42	41	41	25	28	28	27	42	25
ばれいしょ 100g	31	38	32	33	27	25	28	27	38	25
たまねぎ 100g	36	35	31	34	18	22	19	20	36	18
長ネギ 100g	75	84	68	75	41	58	49	49	84	41
レタス 100g	34	38	56	42	36	58	59	51	59	34
トマト 100g	59	65	79	68	68	67	71	69	79	59
だいこん 100g	19	24	21	21	10	14	17	14	24	10
ほうれん草 100g	101	132	112	115	67	82	73	74	132	67
りんご 100g	63	70	52	62	53	52	43	49	70	43
バナナ 100g	28	24	27	26	26	28	30	28	30	24
豚肉 国産ロース100g	218	252	248	239	215	235	243	231	252	215
牛肉 国産肩ロース100g	679	664	686	676	669	747	905	774	905	664
牛肉 輸入肩ロース100g	285	304	331	307	336	347	337	340	347	285
鶏肉 国産もも肉100g	104	106	104	104	125	122	130	126	130	104
鶏卵 L玉10個	203	209	217	210	230	216	228	225	230	203
牛乳 1ℓ	190	194	194	193	208	215	203	209	215	190
米 こしひかり100% 5kg	1,854	1,996	2,005	1,952	2,019	2,101	2,089	2,070	2,101	1,854
米 こしひかり以外 5kg	1,801	1,755	1,745	1,767	1,857	1,900	1,924	1,894	1,924	1,745
バター 100g	202	204	204	203	198	198	199	198	204	198
マーガリン 100g	78	77	89	81	90	91	91	90	91	77
砂糖 1kg	191	195	200	195	211	210	210	210	211	191
小麦粉 1kg	294	282	312	296	322	319	294	312	322	282
食用油 1kg	390	399	429	406	419	434	430	428	434	390
しょう油 1ℓ	271	276	277	274	276	270	279	275	279	270
ソース 100mℓ	69	65	61	65	89	64	70	74	89	61
マヨネーズ 100g	62	59	61	61	70	69	71	70	71	59
味噌 1kg	544	568	580	564	631	625	624	627	631	544
台所用洗剤 100mℓ	55	60	60	59	60	56	57	58	60	55
洗濯用洗剤 1kg	346	349	349	348	343	347	343	344	349	343
ティッシュペーパー 5箱1パック	259	252	264	258	275	275	302	284	302	252
トイレットペーパー 12巾1パック	318	337	354	336	375	353	374	368	375	318
ラップフィルム 30cm×50m	319	379	374	358	438	444	437	440	444	319

(単位：円 消費税別)



発行/新潟市消費生活センター
新潟市中央区西堀前通 6 番町 8 9 4 番地 1
TEL 025-228-8102 FAX 025-228-8108

(3) 消費者月間行事

消費者保護基本法制定（現在は改正され消費者基本法）20周年を記念し、昭和63年に定められた「消費者月間」（5月）にあわせて事業を行っています。

開催期間	会場	内容
5月1日～ 5月31日	消費生活センター	情報コーナーで展示を実施
5月14日～ 5月31日	中央図書館	小展示コーナーでパネル展示を実施
5月5日～ 5月31日	生涯学習センター	図書館展示コーナーで展示を実施

(4) 啓発資料等

以下の資料及びその他の各種啓発資料のうち、消費生活センター情報コーナーに常時置いてあるものについては、来訪者は自由にお持ちいただけます。（ただし、資料によっては回数に制限があります。）

資料名	主な配布先及び据置場所
令和4年度新潟市消費生活センター概要	センター情報コーナー、消費生活審議会委員など
消費生活相談の概要（年間・月毎）	センター情報コーナー、包括支援センター、啓発講座で配布
消費生活センターリーフレット	センター情報コーナー、区役所、出張所、各種講座で配布
悪質な訪問販売お断り！	センター情報コーナー、区役所、出張所、各種講座で配布
くらしゆうゆう通信 （消費生活センター広報誌、年2回発行）	センター情報コーナー、くらしのレポーター、価格調査協力店舗、公民館、消費生活審議会委員など
高齢者向け悪質商法被害防止共同キャンペーンリーフレット	市施設、包括支援センターなど
消費者教育被害防止啓発用冊子 「ぼくもわたしも消費者！」	小学校
消費者教育被害防止啓発用冊子 「中学生もみんな消費者」	中学校

(5) 消費生活センター情報コーナー

情報コーナーでは、電子掲示板やパネル展示による悪質商法や事故情報などの情報提供、さらに、商品テスト結果の展示・掲示などを行っています。また、市民を対象にDVD・ビデオの貸出、図書の閲覧及び貸出も行っています。

ア 電子掲示板、パネル展示

情報コーナーでは常時、消費生活に関わる情報を提供するとともに、消費者啓発関係のパネルを展示しています。

イ DVD・ビデオソフト

市民を対象に貸し出しています。

【貸出用DVDの内訳】

分 類	本 数	分 類	本 数
衣 食 住	12	金 融 ・ 保 険	12
悪 質 商 法	45	そ の 他	13

ウ 図書 …情報コーナーでの閲覧、市民対象の貸出を行っています。

①定期刊行物

消費者法ニュース、消費者教育研究、他都市の広報紙、月刊国民生活、各種団体会報・年報など

②新聞

ニッポン消費者新聞

③消費生活に関する書籍、チラシ、パンフレットなど

3 消費者団体の活動支援及び助成

(1) 消費者団体への事業委託

消費者啓発に関する事業を消費者団体に委託しています。

【最近3か年の委託事業】

	委 託 事 業	内 容
R2年度	消費者啓発啓蒙提供事業 「小学生向けエシカル消費啓発教材 教師用引き作成」	小学生向けエシカル消費啓発教材紙版を授業において セットで活用していくための教師用学習指導案を作成。実 際の授業を想定し、留意点や評価についても具体的に記載 し、小学校の先生方からも使用していただき、意見を取り 入れながら作成
R3年度	消費者啓発啓蒙提供事業 「エシカル消費学習パッケージを 活用した地域啓発」	エシカル消費ハンドブック、教師用引き、ワークブ ック、すぐろくから構成される学習パッケージを活用して、 小学生や地域の人たちに啓発活動を行うことにより、学校 における消費者教育推進の支援及びエシカル消費の普及足 進を図る
R4年度	消費者啓発啓蒙提供事業 「食品表示制度の普及・啓発を通 じた消費生活（食生活）の提案」	地域の高齢者が健康の維持・増進のために、食品表示制 度に関する消費者教育により食品を選択できる実践力を 育み、併せて原料原産地表示についても正しく理解して、 豊かな消費生活（食生活）の実現を目指す。

4 製品安全3法・家庭用品品質表示法の立入検査

電気用品安全法、消費生活用製品安全法、ガス事業法及び家庭用品品質表示法に定める
表示が、市内事業所において販売される商品に適正になされているかを検査しています。

(1) 電気用品安全法

	品 名	立入販売事業所数		検 査 機 種 数	
			うち違反 事業所数		うち違反 機種数
1	直流電源装置（ACアダプター）	3	0	23	0
2	延長コードセット	4	0	14	0
3	リチウムイオン蓄電池	4	0	13	0
4	電気掃除機	4	0	27	0
5	電気冷蔵庫	3	0	26	0
合 計				103	0

(2) 消費生活用製品安全法

	品名	立入販売事業所数		検査機種数	
			うち違反事業所数		うち違反機種数
1	レーザーポインター	3	0	6	0
2	圧力なべ・圧力がま	4	0	13	0
3	乗用車ヘルメット	4	0	20	0
4	石油ストーブ	4	0	13	0
5	ライター	4	0	18	0
合計				70	0

(3) ガス事業法

該当無し

(4) 家庭用品品質表示法

	品名	立入販売事業所数		検査機種数	
			うち違反事業所数		うち違反機種数
1	靴下	4	0	16	0
2	ハンカチ	4	0	17	0
3	洗面器	4	0	11	0
4	電気ポット	4	0	16	0
5	電気ホットプレート	4	0	24	0
6	かばん	4	0	12	0
7	クレンザー	4	0	14	0
合計				110	0

5 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）に関する業務

令和4年度の受理件数は12件（前年度2件）で、他機関への回付処理が3件ありました。なお、相談件数は14件（景品2件、表示12件）でした。

違反事件処理状況

		景品	表示	合計
受理件数		1	11	12
処理件数	措置命令	0	0	0
	指導	0	0	0
	違反事例なし・打切り	0	5	5
	他機関への通知	1	2	3
	その他	0	2	2
	計	1	9	10

6 附属機関関係

(1) 新潟市消費生活審議会開催状況

	日 付	経 過 (審 議 内 容)
第1回	令和4年12月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターの令和3年度事業結果及び令和4年度事業計画について ・「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」の進捗状況について ・「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」の改定について【諮問】
第2回	令和5年1月10日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」素案について ・今後のスケジュールについて
第3回	令和5年3月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」の三次改定について ①「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」(三次改定)(案)に対するパブリックコメント手続きの実施結果について ②「新潟市消費生活推進計画・新潟市消費者教育推進計画」の三次改定について【答申】(案)

(2) 新潟市消費者教育推進地域協議会開催状況

	日 付	経 過 (審 議 内 容)
第1回	令和4年12月9日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟市消費者教育推進計画」の進捗状況について ・消費者教育教材表彰2022消費者庁長官賞の受賞について

IV 令和4年度計量検査関係事業報告

1 検査事業

(1) 特定計量器定期検査

正確な計量器の使用による適正な計量の実施を確保するため、商工業者及び病院・学校等で取引や証明に使われる計量器は、計量法第19条により定期検査の受検が義務づけられています。

ア 公示及び周知方法

- ①市公報に告示を掲載し、出先機関にも掲示
- ②検査通知書による受検者個々への案内（指定定期検査機関が行う。）

イ 定期検査対象区域

北区	北出張所管内を除く部分
中央区	東及び南出張所管内を除く部分
江南区	大江山連絡所、両川及び曾野木連絡所管内を除く部分
秋葉区	全域
南区	味方及び月潟出張所管内を除く部分
西区	黒崎出張所管内及び四ツ郷屋地区を除く部分

（ただし、一部大型はかり及び多数計量器使用事業所等は新潟市全域）

ウ 検査実施機関

指定定期検査機関へ委託（一部検査を除く。）

◎指定定期検査機関：一般社団法人 新潟県計量協会

エ 定期検査実施数

計量器検査（内訳）								
検査区域	検査日数		人 員		検査事業所数		検査個数	
	市直営	委託	市直営	委託	市直営	委託	市直営	委託
北 区	0	17	0	35	0	178	0	474
東 区	0	0	0	0	0	0	0	0
中央区	8	26	8	52	9	243	11	809
江南区	3	16	3	32	3	164	3	527
秋葉区	2	24	2	47	2	227	2	584
南 区	0	22	0	49	0	265	0	688
西 区	4	24	4	48	4	256	12	750
西蒲区	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	17	129	17	263	18	1,333	28	3,832
総 計	146		280		1,351		3,860	

機種別検査数								
器 種	ひょう量	手数料 (円)	指定定期検査機関		新潟市実施分		代検査	
			検査数	不合格	検査数	不合格	検査数	不合格
電気式	100kg以下	1,400	1,283	27	28		445	4
	250kg以下	1,800	609	8			74	
	500kg以下	2,300	29	1			6	
	1 t 以下	3,200	2				11	
	2 t 以下	3,800	22				58	
	5 t 以下	7,100					2	
	10 t 以下	11,000					6	
	20 t 以下	15,400	1				8	
	30 t 以下	19,600					15	
	40 t 以下	22,200					24	
	50 t 以下	30,600					8	
50 t 超	52,500					7		
手動天びん	—	500						
等比皿はかり	—	500	7					
棒はかり	—	250	4					
台手動式はかり	100kg以下	500	50				31	
	250kg以下	900	28				5	
	500kg以下	1,500	1					
	1 t 以下	2,200	1					
	2 t 以下	3,800					1	
	5 t 以下	7,100						
	10 t 以下	11,000						
	20 t 以下	15,400						
	30 t 以下	19,600						
	40 t 以下	22,200						
	50 t 以下	30,600						
50 t 超	52,500							
不等比皿はかり	—	500	28					
ばね式はかり	100kg以下	500	1,090	10			66	1
	250kg以下	900	13					
	500kg以下	1,500						
	1 t 以下	2,200						
その他の 指示はかり	100kg以下	500						
	250kg以下	900						
	500kg以下	1,500						
	1 t 以下	2,200						
直線目盛	—	250	3					
手動指示併用	—	500	10					
分 銅	—	10	106				5	
定量おもり	—	10	2					
定量増おもり	—	10	543				77	
合 計	—	—	3,832	46	28		849	5

(2) 立入検査

計量法の目的を達成するためには、計量法に規定されている諸制度が実質的に遵守されていなければなりません。このため新潟市では計量器や量目等が適正であるかについて、商店や事業所などに立入検査を実施し、適正計量の確保に努めています。

ア 商品量目立入検査

商品の流通度が高い中元、年末時期を中心に、不正な量目の商品が消費者に販売されないよう、スーパー、小売店などを対象に内容量の検査を行いました。

違反が多かった店舗には、再度立入検査を行い、改善指導を行いました。

	検査店舗数	違反店舗数(不足)	検査個数	違反個数(不足)
中元時期	12	1(8.3%)	814	4(0.5%)
年末時期	12	1(8.3%)	661	6(0.6%)
計	24	※2(8.3%)	1,475	10(0.7%)

【内訳】

検査品目	検査店舗数	違反店舗数(不足)	検査個数	違反個数(不足)
食肉	15	0(0.0%)	244	0(0.0%)
食肉の加工品	4	0(0.0%)	20	0(0.0%)
魚介類	23	2(8.7%)	276	7(2.5%)
魚の加工品	21	0(0.0%)	158	0(0.0%)
野菜	24	1(4.2%)	398	3(0.8%)
果実	0	0(0.0%)	0	0(0.0%)
その他の調理食品	23	0(0.0%)	364	0(0.0%)
その他の食品	3	0(0.0%)	15	0(0.0%)
合計	113	※3(2.7%)	1,475	10(0.7%)

※内訳違反数は、1事業所に2品目違反があれば検査店舗数の違反数は2となるため、上段違反数とは必ずしも一致しません。

イ 特定計量器

市内のガソリンスタンド等の燃料油メーターの有効期間等について検査を行いました。

検査事業所数	不良事業所数	検査個数	不良個数	不良個数内訳		
				有効期限	封印欠損	その他
5	0	39	0	0	0	

ウ 苦情申し立てによる立入検査

消費者の苦情申し立てによる立入検査を行いました。

苦情件数	検査事業所数	不良事業所数	検査個数	不良個数	備考
2	2	0	3	3	質量計 1 電気メーター 1 水道メーター 1

(3) 適正計量管理事業所指定検査

1事業所について指定の検査を行いました。

2 啓発・指導事業

(1) 消費者啓発

消費者保護を目的として、計量に関する種々の検査及び取締りを行っていますが、消費者自身にもその現状を認識してもらい、計量に対する関心を深めるために次の啓発事業を行っています。

ア 血圧計・体温計の精度検査

適正な計量の実施を確保するため市内の医療機関、保育園及び一般市民を対象に血圧計・体温計の検査を行いました。

【検査結果】

	検査件数	検査個数	適 合	不 適 合	不適合率
血 圧 計	1	26	26	0	0.0%
体 温 計	1	111	99	12	10.8%

3 適正計量管理事業所

令和5年3月31日現在

(1) 経済産業大臣指定 1事業所

事業所名	事業所数
新潟大学医歯学総合病院	1

(2) 新潟県知事指定 241事業所

事業所名	事業所数
日本郵便株式会社	153
日本通運株式会社新潟支社	9
北越コーポレーション株式会社新潟工場	1
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	2
三菱瓦斯化学株式会社新潟工場	1
新潟県LPガス計量自治会	9
株式会社新潟三越伊勢丹	1
株式会社キューピット	4
イオンリテール株式会社	15
株式会社ウオロク	19
株式会社原信	16
全国農業協同組合連合会新潟県本部	4
亀田製菓株式会社	3
古河マグネットワイヤ株式会社白根工場	1
日揮触媒化成株式会社新潟営業所	1
株式会社ブルボン新潟工場	1
アジカル株式会社	1

4 基準器及び検査設備

(1) 基準器

種類	型式・能力	数量
特級基準分銅	ひょう量20kg	1
特級基準分銅	ひょう量1kg	1
特級基準分銅	ひょう量1g～10kg	1組
特級基準分銅	ひょう量1mg～500mg	1組
一級基準分銅	ひょう量1g～10kg	1組
一級基準分銅	ひょう量10mg～100g	1組
基準ガラス製温度計	目盛範囲0℃・34℃～43℃ 1目盛の値0.05℃	1
液体メーター用基準タンク	ゲージグラス付全量10ℓ	1
基準液柱型圧力計	目盛範囲0～330mmHg 1目盛の値1mmHg	1

(2) 検査設備

種類及び型式・能力	数量	種類及び型式・能力	数量
電子天びん ひょう量210g	1	手動天びん 200g (1mg)	1
電子天びん ひょう量41kg	1	検査用電動ホイス250kg (分銅150kg)	1組
一級実用基準分銅20kg (枕型)	50	ひょう架 金属製三脚式	1
一級実用基準分銅1g～10kg	26	キャッチパレット (1.5t用)	1
一級実用基準分銅10g～2kg	1組	鉄制定盤 (埋込式) 1300×900mm	1
一級実用基準分銅1mg～100g	1組	アルミ制定盤 卓上型	2
一級実用基準分銅100g～2kg	2組	鋼鉄製直尺1m (1mm)	1
一級実用基準分銅1g～1kg	2組	鋼鉄製巻尺20m (10cm)	1
一級実用基準分銅10mg～200g	2組	鋼鉄製巻尺5m (1mm)	1
二級実用基準分銅 2kg・5kg・10kg	22	体温計検査用恒温槽	1
二級実用基準分銅500kg	2	フラスコ (ロート付) 220～900ml	6
二級実用基準分銅1t	20	メスシリンダー 100ml・200ml・500ml・1000ml	4

5 特定商品と量目公差

○特定商品を法定計量単位により販売するときは、政令で定める誤差（量目公差）を超えないように計量しなければならない。（計量法第12条）

○特定商品を密封して販売するときは、経済産業省令で定める表記をしなければならない。（計量法第13条）

特定商品	量目公差表	上限	密封した時に表記が必要な食品
1 精米、精麦	表1	25kg	1に同じ
2 豆類(未成熟のものを除く。)及び あん、煮豆、その他の豆類加工品			
(1)加工していないもの	表1	10kg	(1)に同じ
(2)加工品	表1	5kg	(2)のうち、あん、煮豆、きなこ、ピーナッツ製品及びはるさめ
3 米粉、小麦粉、その他の粉類	表1	10kg	3に同じ
4 でん粉	表1	5kg	4に同じ
5 野菜(未成熟の豆類を含む。)及び その加工品(漬物以外の塩蔵野菜は 除く。)			
(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの	表2	10kg	
(2)缶詰及び瓶詰、トマト加工品並 びに野菜ジュース	表1 表3	5kg 5ℓ	(2)に同じ
(3)漬物(缶詰、瓶詰を除く。)及び冷凍 食品(加工した野菜を凍結させ、容 器に入れ、又は包装したものに限 る。)	表2	5kg	(3)のうち、らっきょう漬以外の小切り又は細刻していない漬物を除く。
(4)(2)又は(3)に掲げるもの以外の 加工品	表1	5kg	(4)のうち、きのこの加工品及び乾燥野菜
6 果実及びその加工品(果実飲料原 料を除く。)			
(1)生鮮のもの及び冷蔵したもの	表2	10kg	
(2)漬物(缶詰及び瓶詰を除く。)、冷 凍食品(加工した果実を凍結させ、 容器に入れ、又は包装したものに限 る。)	表2	5kg	(2)に同じ
(3)(2)に掲げるもの以外の加工品	表1	5kg	(3)のうち、缶詰及び瓶詰、ジャム、 マーマレード、果実バター並びに 乾燥果実
7 砂糖	表1	5kg	細工もの又はすき間なく直方体状 に積み重ねて包装した角砂糖以外の もの
8 茶、コーヒー及びココアの調整 品	表1	5kg	8に同じ
9 香辛料	表1	1kg	破碎し、又は粉碎したもの
10 めん類	表2	5kg	ゆでめん及び蒸しめん以外のもの
11 もち、オートミールその他の穀 類加工品	表1	5kg	11に同じ

特 定 商 品	量目公差表	上限	密封した時に表記が必要な食品
12 菓子類	表1	5kg	(1)ビスケット類、米菓子及びキャンデー(ナッツ類、クリーム、チョコレート等をはさみ入れ、又は付けたものを除き、1個の質量が3g未満のものに限る。) (2)油菓子(1個の質量が3g未満のものに限る。) (3)缶入りの水ようかん(くり、ナッツ類等を入れたものを除く。) (4)缶入りのプリン及びゼリー (5)チョコレート(ナッツ類、キャンデー等を入れ、若しくは付けたもの又は細工ものを除く。) (6)スナック菓子(ポップコーンを除く。)
13 食肉(鯨肉を除く。)並びにその冷凍品及び加工品	表1	5kg	13に同じ
14 はちみつ	表1	5kg	14に同じ
15 牛乳(脱脂乳を除く。)及び加工乳並びに乳製品(乳酸菌飲料を含む。)			
(1)粉乳、バター及びチーズ	表1	5kg	(1)に同じ
(2) (1)に掲げる以外のもの	表1 表3	5kg 5ℓ	(2)のうち、アイスクリーム類以外のもの
16 魚(魚卵を含む。)、貝、いか、たこ、その他の水産動物(食用のものに限り、ほ乳類を除く。)並びにその冷凍食品及び加工品			
(1)生鮮のもの及び冷蔵したものと並びに冷凍品	表2	5kg	(1)冷凍貝柱及び冷凍えび
(2)乾燥し又はくん製したもの、冷凍食品(加工した水産動物を凍結させ、容器に入れ、又は包装したものに限り。)及びそばろ、みりんぼし、その他の調味加工品	表2	5kg	(2)干しかずのこ、たづくり、素干し、えび・煮干しし、又はくん製したもの、冷凍食品(貝、いか、えびに限る。)、調味加工品(たら又はたいのそばろ又はでんぶ及びうにの加工品に限る。)
(3) (2)に掲げるもの以外の加工品	表1	5kg	(3)のうち、塩かずのこ、塩たらこ、すじこ、いくら、キャビア、缶詰、魚肉ハム及び魚肉ソーセージ、節及び削節類、塩辛製品並びにぬか、かす等に漬けたもの
17 海藻及びその加工品	表2	5kg	生鮮のもの、冷蔵したもの、干しものり又はのりの加工品以外のもの
18 食塩、みそ、うま味調味料、風味調味料、カレールウ、食用植物油脂、ショートニング及びマーガリン類	表1	5kg	18に同じ
19 ソース、めん類等のつゆ、焼肉等のたれ及びスープ	表1 表3	5kg 5ℓ	19に同じ

特 定 商 品	量目公差	上限	密封した時に表記が必要な食品
20 しょうゆ及び食酢	表3	5ℓ	20に同じ
21 調理食品			
(1)即席するこ、即席ぜんざい	表1	1kg	(1)に同じ
(2)(1)に掲げる以外のもの	表2	5kg	(2)のうち、冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品並びに缶詰及び瓶詰
22 清涼飲料の粉末、つくだに、ふりかけ並びにごま、塩、洗いごま、すりごま及びいりごま	表1	1kg	22に同じ
23 飲料(医薬用のものを除く。)			
(1)アルコールを含まないもの	表1 表3	5kg 5ℓ	(1)に同じ
(2)アルコールを含むもの	表3	5ℓ	(2)に同じ
24 液化石油ガス	表1 表3	10kg 10ℓ	24に同じ
25 灯油	表3	25ℓ	25に同じ
26 潤滑油	表3	5ℓ	26に同じ
27 油性塗料、ラッカー、合成樹脂塗料及びシンナー(塗料用のものに限る。)	表1 表3	5kg 5ℓ	27に同じ
28 家庭用合成洗剤、家庭用洗浄剤及びクレンザー	表1 表3	5kg 5ℓ	28に同じ
29 皮革 (原皮並びにわに革、とかげ革、へび革及びかめ革を除く。)			公差25dm ² 以上のもの2% ただし、JIS規格K6550に規定する条件で皮革の背筋に対して垂直方向に5kgの荷重を加えたとき伸び率が40%を超えるものにあっては3%

— 量 目 公 差 表 —

表1		表2		表3	
表示量	誤差	表示量	誤差	表示量	誤差
5g以上～50g以下	4%	5g以上～50g以下	6%	5ml以上～50ml以下	4%
50g超～100g以下	2g	50g超～100g以下	3g	50ml超～100ml以下	2ml
100g超～500g以下	2%	100g超～500g以下	3%	100ml超～500ml以下	2%
500g超～1kg以下	10g	500g超～1.5kg以下	15g	500ml超～1ℓ以下	10ml
1kg超～25kg以下	1%	1.5kg超～10kg以下	1%	1ℓ超～25ℓ以下	1%

- ◇ 表1～3でパーセントで表される誤差は、表示量に対しての百分率とする。
- ◇ 量目公差違反は不足の場合のみ適用。
- ◇ 特定物象量の表記方法
 - 1 特定物象量を表す数字及び文字を、当該商品を購入する者が見やすい個所に見やすい大きさ及び色をもって表記する。
 - 2 法定計量単位の記号を用いる場合は、計量法第7条に規定する記号を用いる。
 - 3 特定物象量を表す数値が1万以上とならないような法定計量単位を用いる。

V 參考資料

○新潟市消費生活条例

平成 18 年 12 月 21 日

条例第 135 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 消費者の安全確保

第 1 節 危害の防止（第 8 条—第 12 条）

第 2 節 不当な取引行為の禁止及び表示の適正化等（第 13 条—第 18 条）

第 3 章 生活必需物資に関する措置（第 19 条—第 21 条）

第 4 章 消費者意見の反映及び消費者学習の支援等（第 22 条—第 28 条）

第 5 章 消費者の被害の救済（第 29 条—第 31 条）

第 6 章 調査、勧告、公表及び弁明（第 32 条—第 35 条）

第 7 章 市長への申出（第 36 条）

第 8 章 雑則（第 37 条・第 38 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費生活施策の基本理念を確立し、市及び事業者等の果たすべき責務並びに消費者等の努めを明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費生活施策」という。）は、市、事業者及び消費者の相互の信頼と協力を基調とし、次に掲げる事項を消費者の権利として尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- （1）市民の消費生活における基本的な需要が満たされること。
- （2）市民の健全な生活環境が確保されること。
- （3）市民の安全が確保されること。
- （4）市民の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。
- （5）市民に必要な情報が提供されること。
- （6）市民に必要な学習の機会が提供されること。
- （7）市民の意見が反映されること。
- （8）市民に被害が生じた場合には、適切かつ迅速に救済されること。

2 消費生活施策の推進に当たっては、消費者の年齢、知識、経験、財産の状況その他の特性、高度情報通信社会の進展、国際化の進展及び環境の保全に配慮しなければならない。

（市の責務）

第 3 条 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るために、消費生活施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、消費生活施策を実施するに当たって、必要があると認めるときは、国、県、他の地方公共団体並びに事業者及び事業者団体に対し、必要な措置を講ずるよう要請しなければならない。

(事業者等の責務)

第4条 事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）は、商品又はサービスの供給を行うときは、自主的に危害の防止、表示の適正化その他必要な措置を講じなければならない。

2 事業者等は、市長が実施する消費生活施策に積極的に協力しなければならない。

(消費者等の努め)

第5条 消費者及び消費者団体（以下「消費者等」という。）は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、情報を収集する等、自主的かつ合理的に行動するように努めなければならない。

2 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び学習機会の提供、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(相互の理解等)

第6条 市、事業者等及び消費者等は、この条例の目的を達成するため、相互にその果たす役割を理解し、協力するものとする。

2 市は、事業者等と消費者等との間の相互の理解及び協力が促進されるよう情報の提供、交流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活推進計画の策定等)

第7条 市長は、消費生活施策を総合的かつ計画的に推進するために、消費生活推進計画を策定しなければならない。

2 消費生活推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 長期的に講ずべき市民の消費生活の安定及び向上に関する施策

(2) 前号に掲げるもののほか、市民の消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、第1項の消費生活推進計画を策定しようとするときは、新潟市消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

第2章 消費者の安全確保

第1節 危害の防止

(危険商品等の供給の禁止)

第8条 事業者は、消費者の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品又はサービス（以下「危険商品等」という。）を供給してはならない。

(危険商品等に対する事業者の措置)

第9条 事業者は、商品又はサービスが危険商品等であることが明らかになったときは、直ちにその旨を発表するとともに販売停止、回収その他必要な措置を講じなければならない。

(危険商品等に対する市長の措置)

第10条 市長は、消費者の安全を確保するため必要があると認めるときは、商品又はサービスについて調査、検査等を行うとともに、必要に応じ危険商品等の名称その他必要な事項についての情報を消費者に提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する調査、検査等を実施するに当たり、必要があると認めるときは、その商品又はサービスを提供する事業者に対し、資料の提出その他の方法により、その商品又はサービスが安全であることを立証すべきことを求めることができる。

3 市長は、その事業者が前項に規定する立証を行わない場合においてその理由がないと認めるとき、又はその事業者が行った立証によってはその商品又はサービスが安全であることを十分に確認することができないと認めるときは、その調査、検査等の経過及び結果を公表することができる。

(緊急危害防止措置)

第 11 条 市長は、商品又はサービスの供給により、消費者の生命又は身体に重大な危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある場合において、当該危害の発生又は拡大を防止するために緊急の必要があると認めるときは、直ちに当該商品又はサービスの名称その他必要な事項を公表しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による公表があったときは、直ちに当該商品又はサービスの製造、販売の中止、回収等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(商品又はサービスの事故についての消費者の届出)

第 12 条 消費者は、商品又はサービスにより事故があった場合は、規則に定めるところによりその事実を速やかに市長に届け出るものとする。

第 2 節 不当な取引行為の禁止及び表示の適正化等

(不当な取引行為の禁止)

第 13 条 事業者は、消費者に商品を販売し、又はサービスを提供する契約（契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させることを含む。）に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの及び消費者の利益を害する行為（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。

(1) 商品又はサービスの内容その他消費者の判断に影響を及ぼすこととなる事項について、消費者に事実と異なることを告げること。

(2) 将来の不確実な事項について断定的判断を提供することその他消費者に誤信を生じさせる情報を提供すること。

(3) 商品又はサービスに関する情報で消費者にとって不利益となるものその他の重要な情報について、消費者に故意に提供しないこと。

(4) 消費者を威迫し、消費者に不安を覚えさせ、又は消費者の心理を操作すること。

(5) 商品又はサービスに関し十分な知識を有しないこと等により、消費者の判断力が不足していることに配慮しないこと。

(6) 消費者の利益を害する内容の契約をすること。

(7) 契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いがあるものを含む。）に基づく債務の履行を不当に遅延し、拒否し、又は強要すること。

(8) 消費者の正当な根拠に基づく契約の解除若しくは申込みの撤回その他の行為を妨げて契約の存続若しくは成立その他の行為を強要し、又は解除等に基づく債務の不履行を不当に遅延し、若しくは拒否すること。

(9) 消費者に、信用を供与することを業とする事業者が、消費者に信用を供与することを内容とする契約及び消費者の債務につき保証の委託を受けることを内容とする契約（以下「与信契約等」という。）の締結の勧誘、与信契約等の締結及び与信契約等に基づく債務の履行の請求につき、消費者の利益を害すること。

(10) 前各号に掲げるもののほかこれらに相当すると市長が特に認めるもの

(広告その他の表示の適正化)

第 14 条 事業者は、商品又はサービスが誤って選択され、利用されることにより消費者の利益が損なわれることのないよう、商品又はサービスの品質、用途、内容その他の必要な事項を適正に表示するものとする。

2 事業者は、消費者が選択を誤ることがないように適正に商品又はサービスの広告を行うものとする。

(内容量等の表示)

第 15 条 小売業を営む事業者及びサービスを供給する事業者は、消費者が商品の購入又はサービスの利用に際し、その選択を誤ることがないようにするために、その商品又はサービスの内容量、単価、価格その他の必要な事項を消費者にわかりやすく表示するよう努めなければならない。

(商品等の保証表示)

第 16 条 事業者は、品質、性能等を保証すべき商品又はサービスを消費者に供給するときは、規則で定めるところにより保証内容、保証期間等の明示に努めなければならない。

(包装の適正化)

第 17 条 事業者は、必要以上の包装を行い、又は必要以上の容器を用いる等の過大な包装によって、商品の内容を誇張し、消費者の選択を誤らせることがないように適正な包装に努めなければならない。

(計量の適正化)

第 18 条 事業者は、商品を販売し、又はサービスを提供するときは、消費者の不利益とならないよう適正な計量を行うものとする。

第 3 章 生活必需物資に関する措置

(情報の収集等)

第 19 条 市長は、市民の消費生活上必要性が高い物資（以下「生活必需物資」という。）で必要と認めるものの価格又は需給に関する情報を収集し、必要に応じて消費者に提供するものとする。

2 市長は、生活必需物資が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、事業者に対し、当該生活必需物資の円滑な供給を確保するための協力を要請することができる。

(物資の指定)

第 20 条 市長は、生活必需物資の価格が著しく高騰し、又は高騰するおそれがある場合において、その生活必需物資の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあるときは、その生活必需物資を特別の調査を要する物資として指定することができる。

2 市長は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、その指定を解除するものとする。

(調査)

第 21 条 市長は、前条第 1 項の規定により指定された生活必需物資について、価格上昇の原因、需給の状況その他必要な事項を速やかに調査しなければならない。

第 4 章 消費者意見の反映及び消費者学習の支援等

(消費生活審議会の意見の反映)

第 22 条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るために、基本的施策又は重要施策を策定しようとするときは、新潟市消費生活審議会の意見を聴かななければならない。

(消費者学習の支援)

第 23 条 市は、消費者等が消費生活において必要な知識等を修得できるよう支援するために、学校、地域、家庭、職場その他様々な場所において学習ができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第 24 条 市長は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(市民の意見を聴く会)

第 25 条 公益的事業者が、その料金を変更しようとするときは、事前にその旨を市長に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、広く市民の意見を聴く会を事業者の協力を得て開く等、消費者の意見を反映させるよう努めなければならない。

3 第 1 項に規定する公益的事業者の範囲については、規則で定める。

(くらしのレポーター)

第 26 条 市長は、商品等の価格調査等に関する情報の提供、意見及び要望を求めため、くらしのレポーターを置く。

(情報の提供)

第 27 条 市長は、消費者が消費生活を営むために必要な情報を提供し、知識の普及その他の啓発活動を行うものとする。

(環境の保全への配慮)

第 28 条 市は、消費生活が環境に配慮して営まれるよう、知識の普及、情報の提供その他必要な啓発活動を行うものとする。

2 事業者等は、その商品等の供給に当たって、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 消費者等は、消費生活に当たって、環境への負荷の低減に努めなければならない。

第 5 章 消費者の被害の救済

(苦情の処理)

第 29 条 事業者は、商品又はサービスに関して生じた消費者の苦情（以下「消費者苦情」という。）を適切かつ迅速に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めなければならない。

第 30 条 市長は、消費者苦情の申出があったときは、速やかにその内容を調査し、解決のために必要なあっせんその他の措置を講じなければならない。

2 市長は、前項に規定するあっせんその他の措置によっては、その消費者苦情の解決が著しく困難であると認めるときは、新潟市消費者苦情処理委員会（以下「苦情処理委員会」という。）の調停に付することができる。

3 苦情処理委員会は、調停のため必要があると認めるときは、当事者その他の関係者に対し、資料を提出させ、又は出席を求めてその説明若しくは意見を聴くことができる。

(訴訟の援助)

第 31 条 市長は、本市に住所を有する消費者が、事業者の事業活動により被害を受けた場合において、事業者に対して訴訟を提起するとき又は事業者から訴訟を提起されたときにおいて、次に掲げる要件のすべてを満たすときは、苦情処理委員会の意見を聴いて、当該消費者の申請によりこれらの訴訟（以下「消費者訴訟」という。）に要する費用の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うものとする。

- (1) 同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある消費者苦情に係るものであること。
 - (2) 苦情処理委員会の調停によっても解決されなかった消費者苦情に係るものであること。
 - (3) 1件当たりの被害額が規則で定める額以下であること。
- 2 前項の規定により消費者訴訟に要する費用として貸し付ける資金は、無利息とする。
 - 3 市長は、消費者訴訟に要する費用の貸付けを受けた者が、その訴訟の結果、訴訟に要した費用を得ることができなかつたときその他市長が必要があると認めるときは、その貸付金の全部又は一部の償還を猶予し、又は免除することができる。
 - 4 前3項に定めるもののほか、消費者訴訟に要する費用の貸付けその他訴訟活動の援助に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 調査、勧告、公表及び弁明

(立入調査)

- 第32条 市長は、第13条に違反しているとの疑いがあり調査の必要があると認めるとき及び第21条に規定する調査の必要があると認めるときは、事業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に当該事業者の事務所、倉庫等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 第1項に規定する立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

- 第33条 市長は、第10条の調査、検査等の結果、商品又はサービスが危険商品等であると認めるときは、直ちにその危険商品等を供給している者に対して第9条に規定する措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 市長は、事業者が第13条の規定に違反する不当な取引行為を行っているとき、当該事業者に対して、当該不当な取引行為の中止、再発防止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
 - 3 市長は、事業者が第21条の規定による調査の結果、事業者が物資の円滑な流通を不当に妨げていると認められるときは、当該事業者に対し、不当な活動の中止又は再発防止その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

- 第34条 市長は、事業者が正当な理由なく第30条第3項の規定による要求を拒んだ場合、又は前条の規定による勧告に正当な理由なく応じない場合は、その経過及び事実を公表することができる。この場合において、消費者の被害を防止するため必要と認めるときは、当該事業者の氏名又は名称、住所又は所在地その他必要な事項を公表することができる。

(弁明)

- 第35条 市長は、前条の規定により公表しようとするときは、当該公表に係る事業者に対して、当該事案について意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。ただし、緊急の場合又は当該事業者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

第7章 市長への申出

(市長への申出)

第36条 市民は、この条例に違反する事業者の活動又はこの条例に定める措置がとられないことにより、消費者の権利が侵されている疑いがあるときは、規則に定めるところにより、市長に対してその旨を申し出て、必要な措置をとることを求めることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、事実の調査を行い、必要があると認めるときは、この条例による措置を講ずるものとする。

第8章 雑則

(国、県、他の地方公共団体等との相互協力)

第37条 市は、消費生活に関する施策を実施するに当たり、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対して、情報の提供、調査の実施その他の協力を求めるものとする。

2 市は、国、県、他の地方公共団体等が実施する消費生活に係る施策について、情報の提供、調査の実施その他の協力を求められたときは、これに応ずるものとする。

(その他)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に新潟市消費者保護条例の規定により行われた手続、その他の行為でこの条例中にこれに相当する規定があるものは、当該相当する規定により行われたものとみなす。

○新潟市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

平成 28 年 3 月 18 日

条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 法第 10 条第 2 項の機関として、センターを設置し、その名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
新潟市消費生活センター	新潟市中央区西堀前通 6 番町 894 番地 1

(事務の実施日等)

第 3 条 法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事務を行う日及び時間は、規則で定める。

(職員)

第 4 条 センターに、所長その他必要な職員を置く。

2 市長は、センターにおいて法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談員)

第 5 条 センターに、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされる者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

2 前項に定めるもののほか、市長は、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者と同等以上の専門的な知識及び技術を有すると認める者を消費生活相談員として置くことができる。

3 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することを排除しないことその他の適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

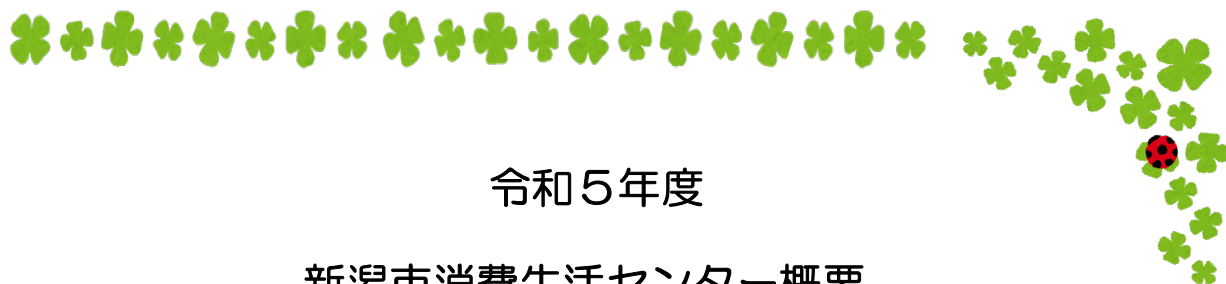
第 6 条 市長は、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。



令和5年度

新潟市消費生活センター概要

令和5年7月発行

編集・発行 新潟市消費生活センター

〒951-8507

新潟市中央区西堀前通6番町894番地1

(西堀ローサ内)

電話 事務専用 025-228-8102

相談専用 025-228-8100

FAX 025-228-8108

E-mail shohi@city.niigata.lg.jp

